

苫小牧市

第3次環境基本計画



平成30年3月

苫小牧市

はじめに



わたしたちのまち苫小牧市は、環境の保全と産業の発展を調和させる「人間環境都市」の創造を目指しながら、緑に満ちた快適な都市環境の中でたくましく歩むまちづくりを進め、今日、北日本最大の港「苫小牧港」、北の空の玄関口「新千歳空港」を擁し、北海道を代表する産業の拠点都市の役割を担っております。

本市の周囲には、多くの命を育む勇払原野や樽前山、国内で4番目に指定を受けたラムサール条約登録湿地であるウトナイ湖などがあり、この大自然につつまれながら、まちが発展しており、先人が切り拓いた歴史とともに自然との調和のとれたまちであるといえます。

私たちを取り巻く環境は、日々の生活が要因となる都市生活型公害、地球温暖化など地球規模での環境問題と多様化しています。地球温暖化対策として歴史上初めて先進国・開発途上国の区別なく気候変動対策を取ることを義務付けた「パリ協定」が発効されるなど、世界が一丸となり取組を行わなければいけない状況です。このような背景の中で、本市は平成15年（2003年）に「苫小牧市環境基本条例」に基づき、「苫小牧市環境基本計画」を策定し、これまで一度の改定を行い計画の推進を行ってまいりました。多様化している環境問題に対応するため、これまでの計画の評価・検証を行い「苫小牧市第3次環境基本計画」を策定するものです。

なお、環境基本計画の地球温暖化対策のための個別計画である「苫小牧市地球温暖化対策地域推進計画」については、進捗状況の管理を効率的及び効果的に行うため統合いたします。

おわりに、本計画の策定にあたり、市民の皆様、環境審議会委員各位から貴重な意見を賜りました。また、関係機関の皆様にご心より感謝とお礼を申し上げます。

平成30年3月

苫小牧市長 岩倉 博文

目次

第1章 苫小牧市の概況	1
第1節 位置・地勢	2
第2節 道路・交通	3
第3節 人口	4
第4節 自然環境	5
第5節 産業	7
第2章 基本事項	9
第1節 計画改定の背景	10
第2節 計画策定の目的	10
第3節 計画の位置づけ	11
第4節 計画の期間	12
第5節 計画の対象地域	12
第6節 計画実現に向けた主体及び役割	13
第7節 第2次計画の検証	14
第3章 目指すべき環境	17
第1節 目指すべき環境	18
第2節 分野及び基本目標	18
第3節 計画の構成	20
第4章 具体的な取組	23
第1節 安全安心快適なまち	24
第2節 人と自然が共生するまち	32
第3節 資源を大切にするまち	36
第4節 みんなで環境に取組むまち	40
第5節 地球環境にやさしいまち	43
第5章 推進管理	61
第1節 目標達成の指標	62
第2節 計画の推進体制	65
第3節 計画の進行管理	66

参考資料	67
第1節 計画改定の経緯	68
第2節 苫小牧市環境審議会	69
第3節 苫小牧市環境基本計画推進会議	70
第4節 苫小牧市環境基本条例	71
第5節 市民意識調査の現況	77
第6節 市民アンケート調査の現況	78

第1章 苫小牧市の概況

- 第1節 位置・地勢
- 第2節 道路・交通
- 第3節 人口
- 第4節 自然環境
- 第5節 産業

第1節

位置・地勢

本市は、東経141度36分34秒、北緯42度37分53秒の北海道南西部の太平洋岸に位置し、東は厚真町、安平町、西は白老町、北は千歳市と隣接しており、行政区域は東西39.9km、南北23.6kmで、面積は561.57km²です。

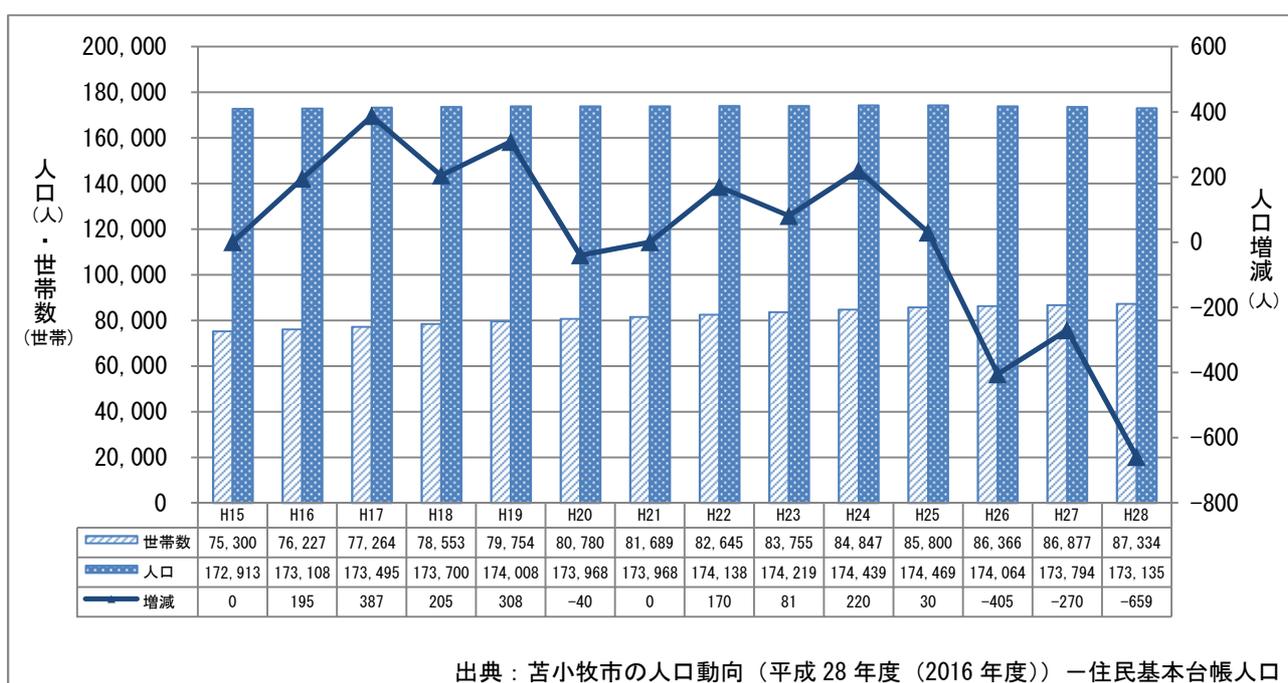
また、北西部には世界でも珍しい溶岩円頂丘がある樽前山や支笏洞爺国立公園、東部にはラムサール条約登録湿地に指定されたウトナイ湖を有する勇払原野があり、自然環境に恵まれています。



図表 1-1 苫小牧市位置図

第3節 人口

本市の人口は、平成25年を境にわずかではありますが減少傾向にあり、平成28年（2016年）12月末現在で173,135人となっています。世帯数は増加傾向を維持していますが、これは一人世帯の増加が要因となっていると考えられます。平成28年（2016年）12月末現在の世帯数は87,334世帯となっています。



出典：苫小牧市の人口動向（平成28年度（2016年度））－住民基本台帳人口

図表 1-3 人口・世帯と人口動向の推移

第4節

自然環境

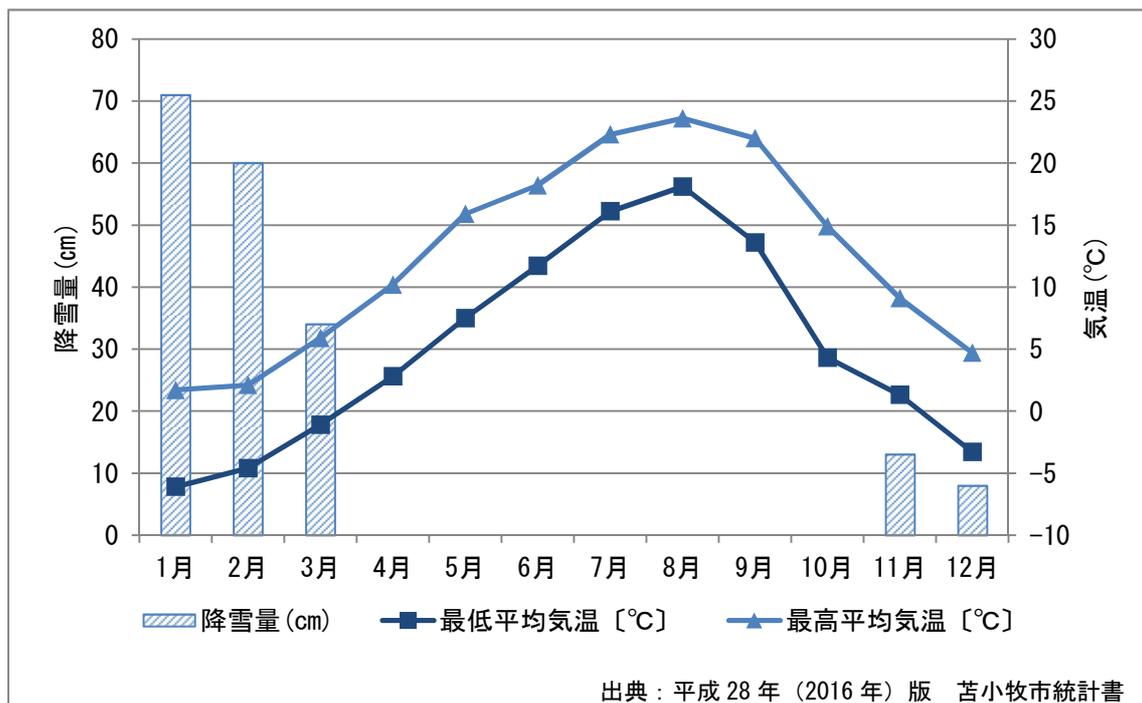
(1) 気候

春は、海からの冷たい風が吹くことが多く、あまり気温が上昇しません。まれに内陸方面からの風がフェーン現象となり、気温が上昇する日があります。

夏は、湿度は高めですが、あまり気温は上昇しません。夏日（25℃超）の日数は、北海道各地と比較しても少なく、真夏日（30℃超）になることはほとんどありません。

秋は、晴天に恵まれる日が多く、一年を通して最も快適な季節となります。

冬は、降雪が少なく、また、海に面しているため夜間の冷え込みは弱く、氷点下20℃以下になることは、ほとんどありません。

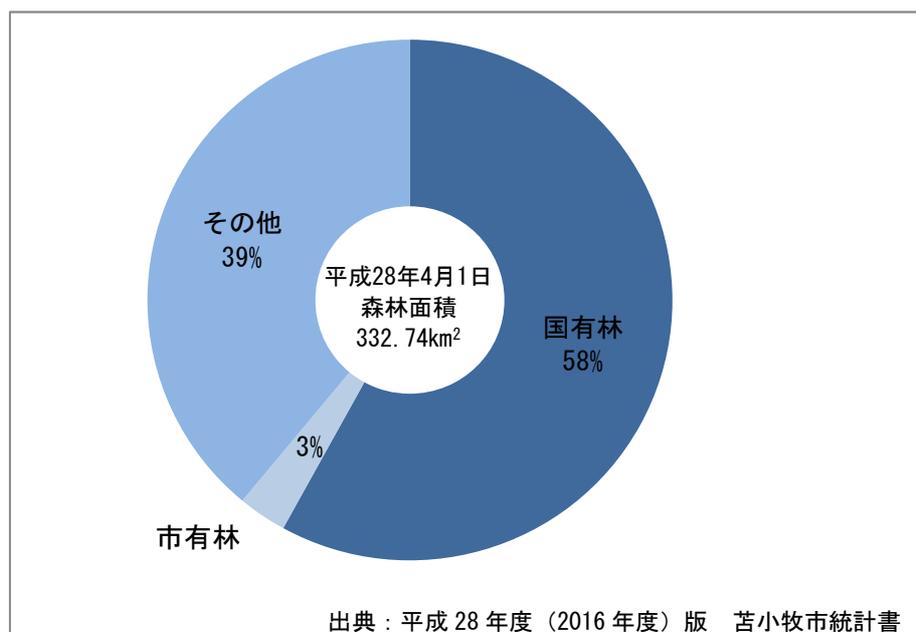


図表 1-4 気象概況（平成27年度（2015年度））

第1章 苫小牧市の概況

(2) 森林

本市は、樽前山麓を中心に総面積の約6割を森林が占める豊かな自然に恵まれた工業都市です。その内訳は「国有林」が58%で最も多く、「市有林」が3%、「その他」が39%となっています。これらの森林は、木材の生産だけではなく、国土の保全、水資源のかん養（洪水緩和・水資源貯留・水質浄化）、地球温暖化の防止など生活環境に様々な役割を果たしています。



図表 1-5 森林面積（平成28年（2016年））

(3) 河川、湖沼、湿原、海域

本市には43の河川が流れており、その内訳は勇払川、苫小牧川、別々川などの2級河川が10本、準用河川5本、普通河川28本となっており、このうち10水系が太平洋に注いでいます。

その中で市の水道水として、豊かな自然に恵まれた樽前山麓に源を持つ、幌内川、勇払川、錦多峰川の3河川を原水としています。

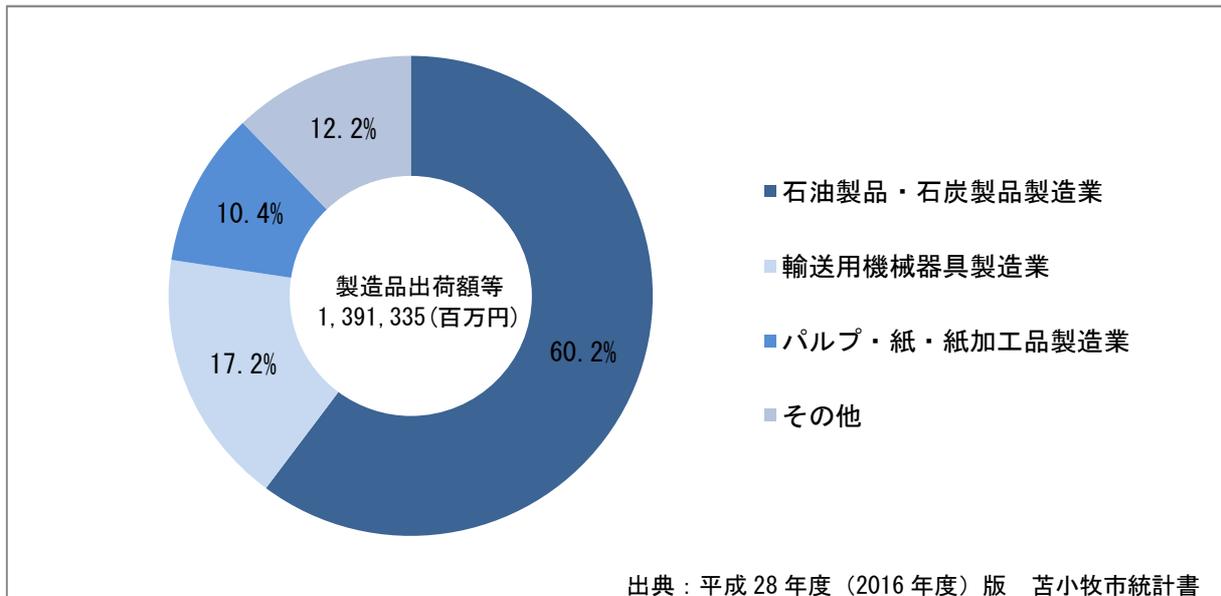
その他の河川は工業用水などに利用されており、多くの河川は源流域、河口域とも景観に優れ、自然観察に適した水辺空間が数多く存在しています。

また、大小40箇所の湖沼が存在し、なかでも海跡湖ウトナイ湖は、豊かな生態系と270種に及ぶ野鳥の宝庫として、ラムサール条約登録湿地となっています。

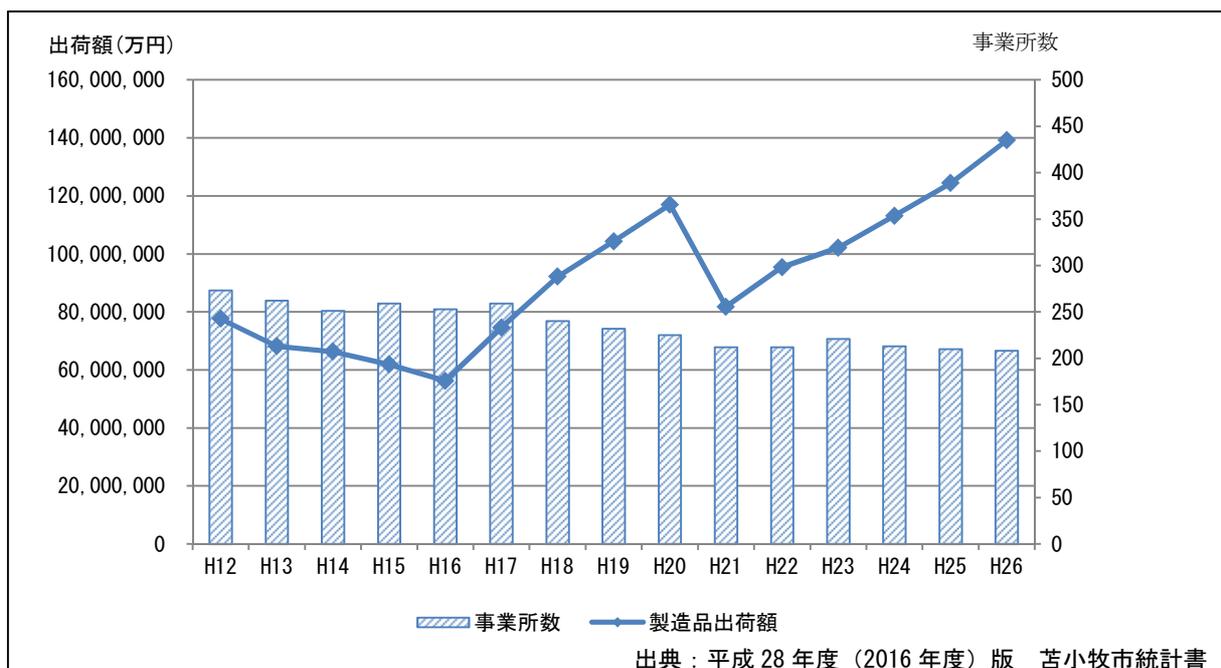
本市が位置する胆振海岸はゆるやかな曲線の海浜海岸で、打ち寄せる波が強く海岸の浸食が激しいのが特徴です。

第5節 産業

本市は道内有数の工業都市であり、石油製品・石炭製品製造業、輸送用機械器具製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業が特に盛んで、これら3つの製造品出荷額が全体の9割近くを占めています。製造業の事業所数と製造品出荷額の推移を見ると、事業所の大型化傾向も見られます。



図表 1-6 製造品出荷額等産業別構成割合 (平成26年度(2014年度))



図表 1-7 製造品出荷額及び製造業事業所数

第2章 基本事項

- 第1節 計画改定の背景
- 第2節 計画策定の目的
- 第3節 計画の位置づけ
- 第4節 計画の期間
- 第5節 計画の対象地域
- 第6節 計画実現に向けた主体及び役割
- 第7節 第2次計画の検証

第1節

計画改定の背景

本市では、平成15年（2003年）3月、「苫小牧市環境基本条例」に基づき、「苫小牧市環境基本計画」を策定し、第1次計画期間の終了に伴い、平成25年（2013年）2月に第1次計画の理念を継承し社会情勢の変化に対応するために改定を行いました。また、平成20年（2008年）に「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、区域の温室効果ガスの排出抑制を行うため、地方公共団体実行計画（区域施策編）にあたる「苫小牧市地球温暖化対策地域推進計画」を策定しています。

近年、地球規模の問題である気候変動により、平均気温の上昇、海面上昇、集中豪雨や洪水など様々な影響が出ており、要因であると思われる温室効果ガスの排出削減等のための新たな国際枠組みとして、歴史上初めて、先進国・開発途上国の区別なく気候変動対策の行動をとることを義務づけた「パリ協定」が発効されるなど、国際社会が一丸となり取り組む事が必要です。

私たちを取り巻く環境は前述の地球規模の問題、産業型公害、都市生活型公害など多様化・複雑化しております。このような様々な環境問題に対応し、市、事業者及び市民が住み良いまち苫小牧を目指して効率的に取り組んでいくため、環境基本計画・地球温暖化対策地域推進計画の両計画を統合する形で改定を行い、「苫小牧市第3次環境基本計画」を策定するものです。

第2節

計画策定の目的

「苫小牧市第3次環境基本計画」は、「苫小牧市環境基本条例」の基本理念に基づき、良好な環境の保全及び創造に関わる取組を総合的かつ計画的に推進することを目的とするものです。

また、「地球温暖化対策地域推進計画」は区域の温室効果ガス排出削減を図ることを目的としており、両計画共に、市、事業者及び市民が相互に協力・連携し担うべき役割を明らかにするものです。

●「苫小牧市環境基本条例」の基本理念

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、現在及び将来の市民が良好な環境の恵みを享受できるように適切に行われなければならない。

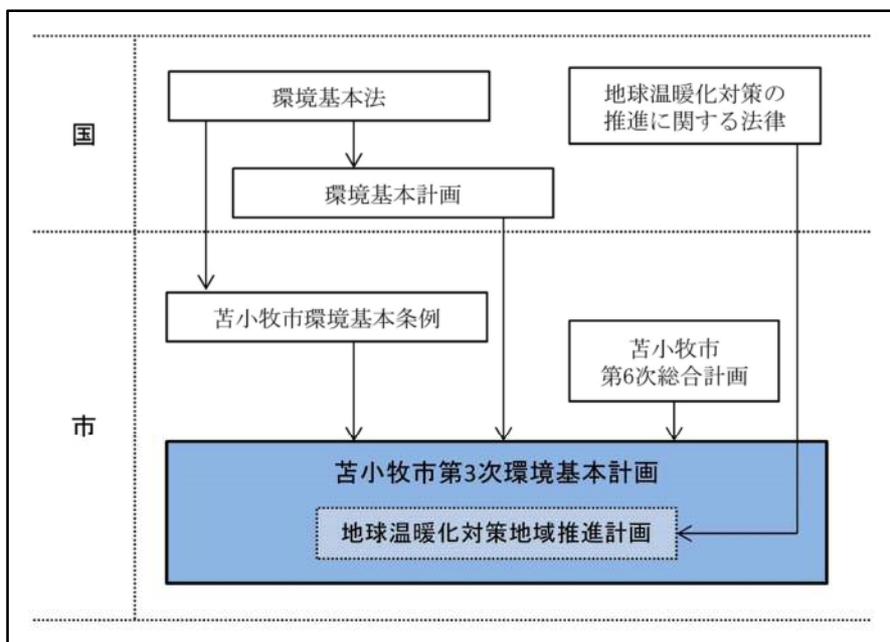
2 環境の保全及び創造は、市、事業者及び市民が、それぞれの責務を自覚し、自主的かつ積極的に、相互に協力し、及び連携して、環境の保全及び創造に関する活動が行われることにより、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会が構築されるように推進されなければならない。

3 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに、市、事業者及び市民の課題であり、事業活動や日常生活において積極的に推進されなければならない。（「苫小牧市環境基本条例」より抜粋）

第3節 計画の位置づけ

環境基本計画は、苫小牧市環境基本条例第9条に基づき、国の環境基本計画などの上位計画をはじめとする、環境の保全及び創造に関連する各分野の基本的な計画等と連携を図り、本市における環境行政の長期的な施策の目標及び基本的事項を定め、総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。

なお今次改定で、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき策定した「地球温暖化対策地域推進計画」を基本計画と統合しました。



図表 2-1 計画の位置づけ

第4節 計画の期間

上位の計画となる苫小牧市総合計画の基本構想と合わせることで、互いに整合性を図るため、平成30年度（2018年度）から平成39年度（2027年度）までの10年と定めます。

計画の見直しについては、総合計画における第6次基本計画の計画期間に合わせて平成34年度（2022年度）に実施するほか、計画策定の前提となる諸条件に変更等が生じた場合に行うものとします。

		H21	...	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	
		2009		2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	
国際的枠組		京都議定書(第2約束期間)									パリ協定								
国の計画								地球温暖化対策計画											
苫小牧市	総合計画	第5次基本計画						基本構想											
								第6次基本計画						第7次基本計画					
	環境基本計画	第2次						第3次											
	地球温暖化対策地域推進計画	第1次						環境基本計画と統合											

図表 2-2 計画の期間

第5節 計画の対象地域

対象地域は、苫小牧市の行政区域全体とします。ただし、行政区域を越えた広域的な取組が必要となる課題や施策については、他の地方公共団体や関係機関などとの協力・連携を図っていきます。

第6節

計画実現に向けた主体及び役割

推進主体は、市、事業者及び市民です。それぞれが条例で掲げられた責務を果たすとともに、相互に連携しながら計画を推進します。

■「苫小牧市環境基本条例」の市、事業者及び市民の責務

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生じる公害の防止又は自然環境の適正な保全に必要な措置を講じること等により、環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活に伴う環境への負荷の集積が環境の保全上の支障の一因であることを認識し、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

（「苫小牧市環境基本条例」より抜粋）

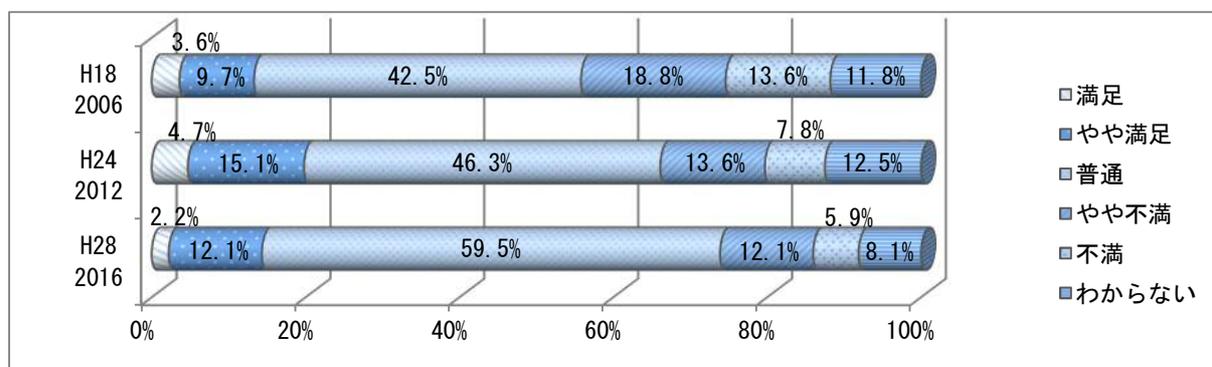
第7節 第2次計画の検証

環境基本計画では、市民の環境問題に関する意識を反映させることに重点を置いています。そのため、総合計画策定における市民意識調査のうち、環境に関わる項目により第2次計画の評価を行いました。なお、各調査項目における割合は端数処理の関係で100%にならない場合があります。

■ 調査結果

調査項目 ①大気汚染、水質汚濁、騒音等、公害を防ぐ対策をとること

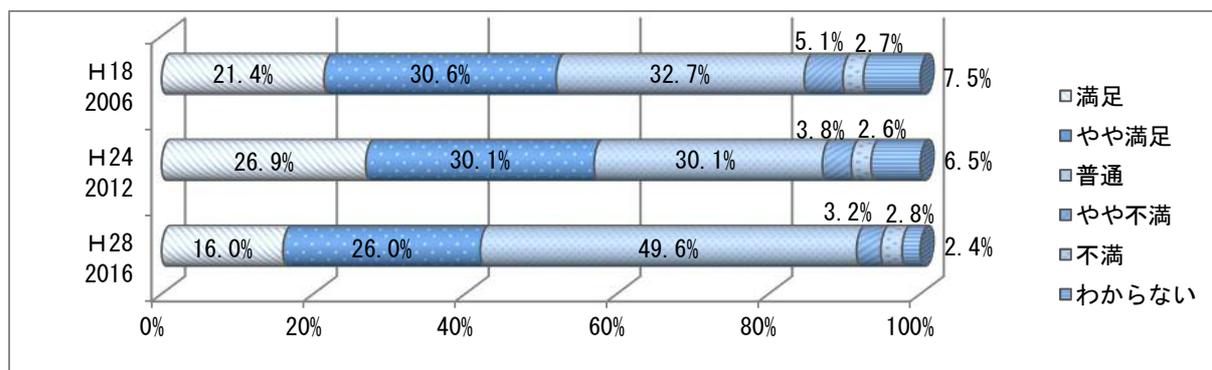
公害に関する調査結果では、満足度（「満足」「やや満足」「普通」の割合）は73.8%となっていますが、なお一層の取組が必要であると考えられます。



図表 2-3

調査項目 ②水道施設の整備を進め、安全で良質な水を供給すること

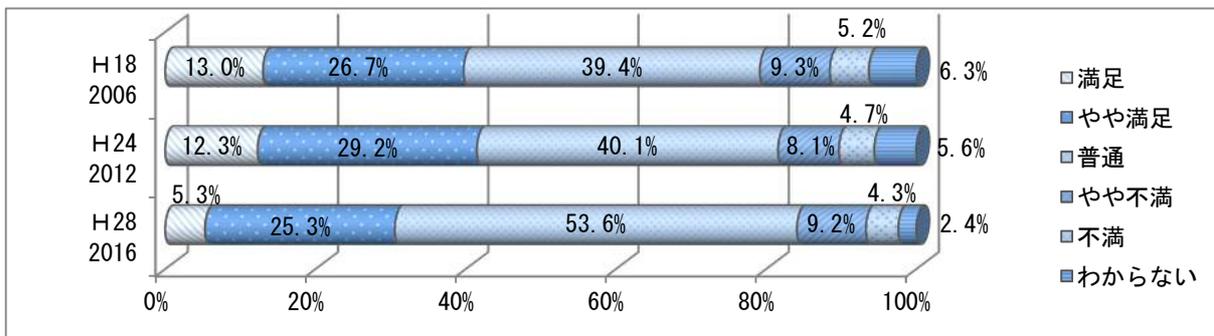
安全で良質な水の供給に関する調査結果では、満足度が91.6%と非常に高く、今後も取組を継続し維持していく必要があります。



図表 2-4

調査項目 ③公園、緑地、広場、並木道など、身近に緑とふれあえること

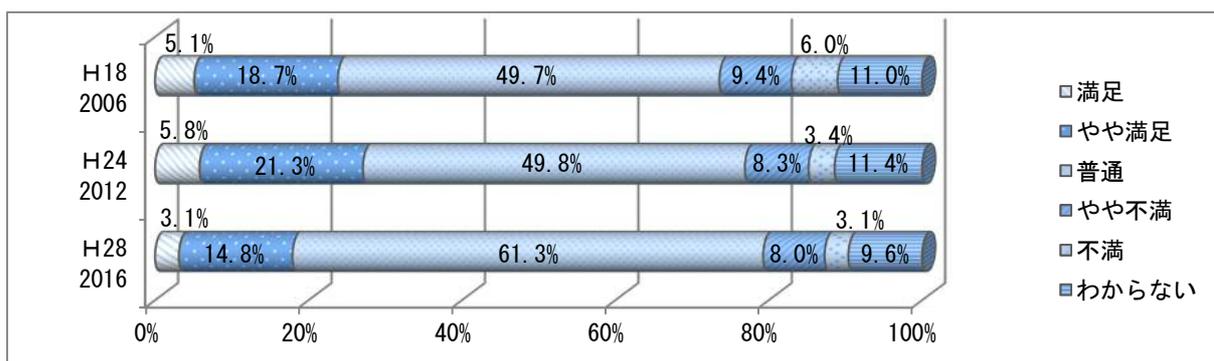
身近な緑に関する調査結果では、満足度が84.2%と高く、今後も取組を継続し維持していく必要があります。



図表 2-5

調査項目 ④豊かな自然環境の保全に努め、自然保護の意識を高めること

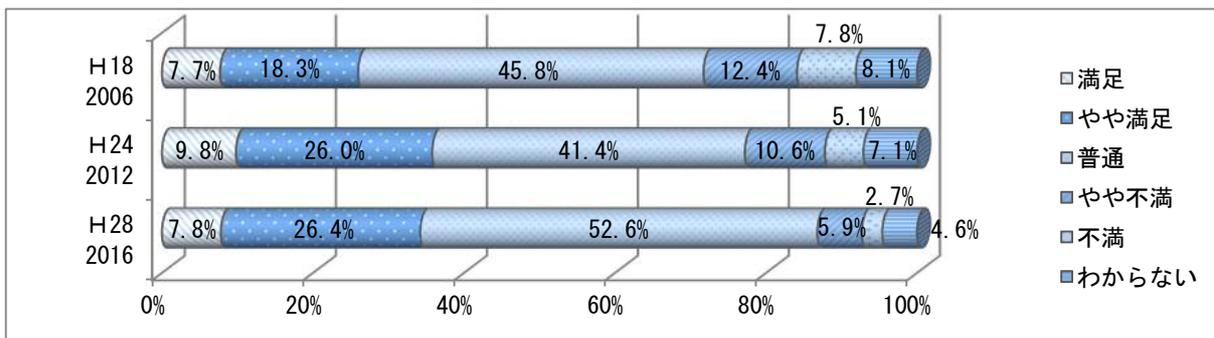
自然保護の意識を高めることに関する調査結果では、満足度は79.2%となっていますが、なお一層の取組が必要であると考えられます。



図表 2-6

調査項目 ⑤ごみの減量化や資源のリサイクルが行われること

ごみに関する調査結果では、満足度が86.8%と高く、今後も取組を継続し維持していく必要があります。



図表 2-7

第2章 基本事項

上記5項目の調査結果について、全項目で過去2回の調査結果と比較し満足度は向上していますが、「満足」「やや満足」との回答が減少し「普通」との回答が増加していることから、これまでの取組の検証を踏まえ継続的な取組が必要であると考えられます。

第3章 目指すべき環境

- 第1節 目指すべき環境
- 第2節 分野及び基本目標
- 第3節 計画の構成

第1節 目指すべき環境

第2次環境基本計画では、苫小牧市の目指すべき環境を実現するため、4つの環境目標に基づき施策を推進してきました。第3次計画では、苫小牧市環境基本条例の基本理念と基本方針より、5つの分野構成により取組を推進することとし、目指すべき環境を設定します。

地球を思い、人と自然が調和し、次世代につなぐ緑あふれる とまこまい

第2節 分野及び基本目標

目指すべき環境を実現するために、5つの分野と基本目標を設定しました。

【安全安心快適なまち】

- (1) 健康で安全安心な生活環境を確保する
- (2) 潤いと安らぎのある快適都市の形成を図る

本市は北海道の交通網の拠点であり、製造業が盛んな道内有数の工業都市でありながら、大気・水質などの環境は概ね良好で、都市公園が充実した自然とふれあえるまちでもあります。

「安全安心快適なまち」とは、公害がなく日々の生活の安全が確保され、身近な自然環境が充実した住みよいまちです。

【人と自然が共生するまち】

- (1) 人と多様な生物が共存する豊かな自然環境を保全する
- (2) 緑あふれる豊かな環境を次世代に引き継ぐ

本市は、総面積の約6割が森林であり、ラムサール条約に登録されているウトナイ湖を有する自然に恵まれた都市です。自然環境は私たちの生活と密接に関わっており、人も自然の要素の一つといえます。「人と自然が共生するまち」とは、この豊かな緑と地域本来の生物多様性が確保され、人と自然の調和が取れたまちです。

【資源を大切にすまち】

限りある資源を有効に無駄なく環境にやさしいまちづくりを進める

限りある資源を大切に使うためには、廃棄物の減量や資源の循環的な利用などが求められています。「資源を大切にすまち」とは、ごみの発生を抑制（リフューズ）、ごみの排出抑制（リデュース）、使用可能な物は繰り返し使用（リユース）、使用できなくなった物で利用可能な物については再利用する（リサイクル）の4Rなどにより、ごみの発生を抑え、物を大切にし資源が循環するまちです。

【みんなで環境に取り組むまち】

- (1) 環境を学び、大切にす心を育む
- (2) よりよい環境づくりを進める活動の輪を広げる

本市の将来展望人口は2040年度には約15万人になると予想されており、今後も少子高齢化が続くと予想されます。「みんなで環境に取り組むまち」とは、少子高齢化と人口減少が進んだ場合においても、豊かに暮らせる社会を実現するために、市、事業者、市民がそれぞれ環境に対する意識を持ち、協働してよりよいまちづくりに取り組むまちです。

【地球環境にやさしいまち】

環境に配慮し、地球温暖化対策を目指したまちづくりを進める

現在の私たちの経済活動をこのまま続けると、地球温暖化が進み世界の平均気温は2100年には2.6℃～4.8℃高くなると予想されており、異常気象の多発や生態系の異変など様々な影響が出ると言われています。「地球環境にやさしいまち」とは、地球の未来を考え、温室効果ガス排出量を限りなく抑えた環境負荷の少ないまちです。

第3節	計画の構成
------------	--------------

本計画の構成は、目指すべき環境を実現するために、計画期間を10年間とし、5つの分野と基本目標を設定し、それぞれに基本施策、各主体の具体的な取組により計画を展開していきます。

目指すべき環境	分野及び基本目標	基本施策	市の主な具体的取組
地球を思い、人と自然が調和し、次世代につなぐ緑あふれるまち とまごまい	安全安心快適なまち		
	(1)健康で安全安心な生活環境を確保する	①公害の未然防止	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 公害防止協定の導入 ➤ 公害苦情に対する適切な対応 ➤ 環境監視及び情報提供など
		②水源の保全	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 水源の監視と清掃 ➤ 水源の森林保全など
	(2)潤いと安らぎのある快適都市の形成を図る	①身近な自然環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 公園や街路樹等の整備・維持 ➤ 緑化普及支援など
		②環境美化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 不法投棄の未然防止 ➤ ごみ排出マナーの改善対策 ➤ 環境美化活動支援など
	人と自然が共生するまち		
	(1)人と多様な生物が共存する豊かな自然環境を保全する	①自然環境保全	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 特定外来生物の調査及び捕獲 ➤ 自然環境保全地区の保全など
		②自然保護の推進	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 自然とふれあい学ぶ機会の提供
	(2)緑あふれる豊かな環境を次世代に引き継ぐ	①緑の育成と保護	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 開発行為に対する規制・指導など
	資源を大切にすまち		
	限りある資源を有効に無駄なく環境にやさしいまちづくりを進める	①ごみの減量化	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 4Rの推進 ➤ ごみ分別と減量の周知・啓発 ➤ 事業系ごみの減量など
		②資源の有効利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 生ごみ資源化の普及 ➤ 資源物拠点回収の推進 ➤ 分別徹底の周知及び啓発など
	みんなで環境に取り組むまち		
	(1)環境を学び、大切にす心をもつ	①環境教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 環境学習機会の提供など
	(2)よりよい環境づくりを進める活動の輪を広げる	①市民・事業者・周辺地域との連携づくり	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 苫小牧市環境基本計画推進会議による事業の実施など
地球環境にやさしいまち			
環境に配慮し、地球温暖化対策を目指したまちづくりを進める	①省エネルギーの推進	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 住宅用省エネルギーシステムの導入支援 ➤ 省エネルギーの普及啓発など 	
	②新エネルギーの導入推進	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 住宅用新エネルギーシステムの導入支援など 	

図表 3-1

事業者のみなさんの主な具体的取組	市民のみなさんの主な具体的取組	掲載頁
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 関係法令や公害防止協定を遵守し、環境負荷の低減に努めましょう ➤ 近隣住民に配慮した事業活動に努めましょう 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 日常生活における騒音や悪臭などにより、近隣に迷惑をかけないよう配慮しましょう ➤ 野焼きなど、ごみの不法な焼却はやめましょう 	27 頁
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 水源の保全と保護に協力しましょう 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 「安全でおいしい水」への理解を深めましょう 	28 頁
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 事業所敷地内の緑化に努めましょう ➤ 市や地域での緑化活動に参加協力しましょう 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 花や緑により敷地の環境美化に努めましょう ➤ 市や地域での緑化活動に参加協力しましょう 	30. 31 頁
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 法令に基づき適正に廃棄物処理を行いましょう ➤ 市や地域の清掃活動に参加協力をしましょう 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ ごみのポイ捨てや不法投棄はやめましょう ➤ ごみの排出マナーを守りましょう ➤ 市や地域の清掃活動に参加協力しましょう 	31 頁
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 事業活動において、生態や生息地への配慮を行いましょう 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 身近な自然環境を大切にしましょう ➤ 自然環境保護活動に参加協力をしましょう 	33 頁
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 企業内の自然保護意識の向上に努めましょう 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 自然保護への理解を深めましょう 	33 頁
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 森林などの開発の際には法令を遵守しましょう ➤ 自社の森林や緑地の保全に努めましょう 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 森林の仕組み・働きを理解しましょう ➤ 森林などへの不法投棄はやめましょう 	35 頁
<ul style="list-style-type: none"> ➤ ごみの適正な分別と再資源化に努めましょう ➤ 梱包材や容器などの再利用に努めましょう 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ ごみの適正な分別について知識を深めましょう ➤ 食品ロスの削減に努めましょう ➤ 買物の際には、マイバックを持参しましょう 	38 頁
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 企業内の適正なリサイクルに努めましょう ➤ 環境配慮商品の取扱いや購入に努めましょう 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 生ごみの堆肥化に努めましょう ➤ 資源の有効利用に努めましょう ➤ リサイクルについて知識を深め実践しましょう 	39 頁
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 学校や地域での環境教育への協力を努めましょう ➤ 企業内の環境意識の向上に努めましょう 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 環境学習に積極的に参加しましょう 	41 頁
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 地域での環境保全活動への参加協力を努めましょう 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 地域の環境保全活動に積極的に参加しましょう 	42 頁
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 省エネルギー型設備・機器の導入に努めましょう ➤ 既存機器の効率的な使用に努めましょう ➤ エコドライブの推進に努めましょう 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 省エネルギー性能の高い機器の導入に努めましょう ➤ 家庭内での省エネルギーに努めましょう ➤ 低公害車・低燃費車の導入に努めましょう 	58. 59 頁
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 石油・石炭などの化石燃料から再生可能エネルギーへの転換に努めましょう ➤ 新エネルギーシステムの導入に努めましょう 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 太陽光発電システムなど新エネルギーシステムの導入に努めましょう 	59 頁

計画の構成

第4章 具体的な取組

第1節 安全安心快適なまち

第2節 人と自然が共生するまち

第3節 資源を大切にするまち

第4節 みんなで環境に取り組むまち

第5節 地球環境にやさしいまち

第1節

安全安心快適なまち

基本目標

(1)健康で安全安心な生活環境を確保する

1 現状と課題

本市は、北海道を代表する「産業港湾都市」として発展を続けていますが、きめ細かい環境保全対策と各企業の取組により、概ね良好な環境が維持されています。

また、樽前山の麓、広大な森林や清流など豊かな自然に恵まれており、日本有数の「おいしい水」の源となっています。

大気、水質、騒音などの環境測定結果（図表 4-1）では、環境基準（人の健康を保護し生活環境を保全する上で維持されることが望ましいとされる基準）は達成されていますが、市民アンケート調査結果の公害について（図表 4-2）では、自動車やそれ以外からの「におい」や工場などからの煙などに関して、「やや不満」とする回答が多く、より一層の環境改善が必要と考えられます。

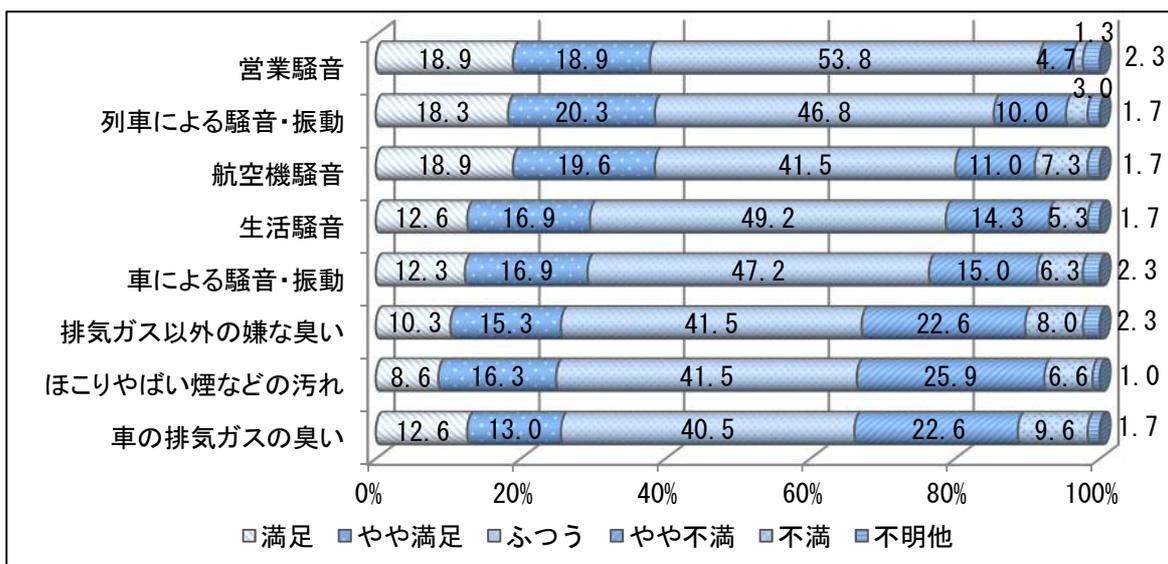
水辺の状況について（図表 4-3）は、「不満」「やや不満」とする回答は少ないものの、安全で良質な水の確保と市の貝「ホッキ貝」などの豊富な海産資源を守るため、水源や河川及び海域の水質保全は今後も重要であると考えられます。

■環境測定結果（参考資料 62 頁参照）

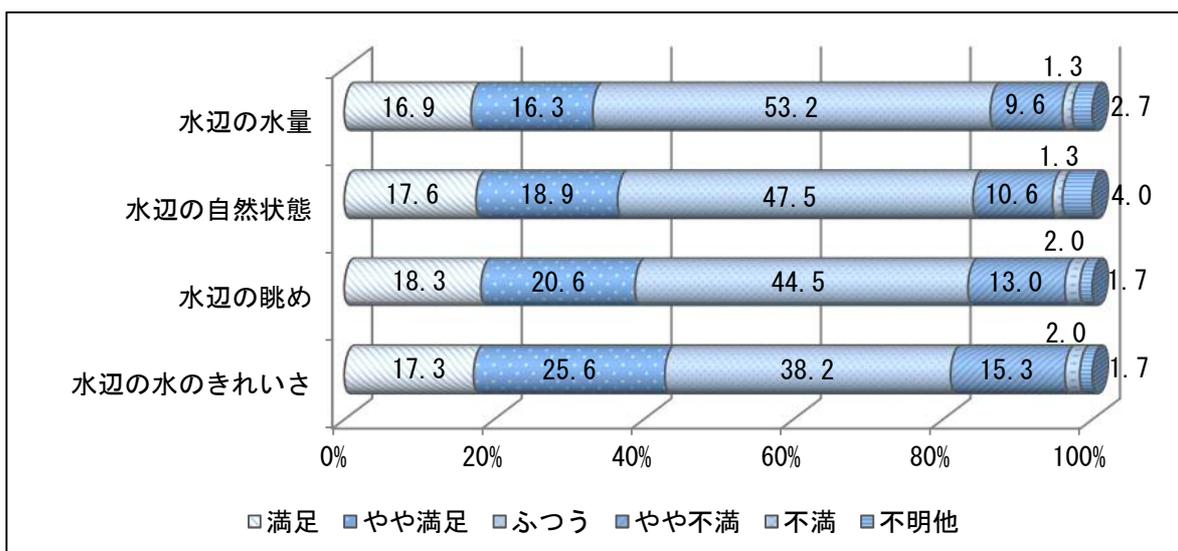
項目	評価項目と達成指標		結果	解説
空気の きれいさ	大気汚染 常時監視 測定結果 (28年度)	二酸化窒素の 環境基準達成 状況	すべての測定 地点(6局)で 環境基準達成	二酸化窒素は、石油などの燃焼 に伴い発生するガスで、工場や 自動車からの排出ガスの影響を 調べる指標の一つです。
		浮遊粒子状物 質の環境基準 達成状況		浮遊粒子状物質は、0.01mm 以 下の粒子状物質の総称で、工場 や自動車などからのばいじん や、自然界からの細かいほこり などの影響を調べる指標の一つ です。
川の きれいさ	河川の水質 測定結果 (北海道調査 27年度)	BODの環境 基準達成状況	すべての測定 地点(10河川 19地点)で 環境基準達成	水の汚れを知るうえで重要な目 安として、水の中の有機物の量 が挙げられます。
海の きれいさ	海域の水質 測定結果 (北海道調査 27年度)	CODの環境 基準達成状況	すべての測定 地点(31地点) で環境基準 達成	BOD(生物化学的酸素要求量)は 河川や湖沼、COD(化学的酸素 要求量)は海域における水の中 の有機物量を示すものです。
音の静かさ	環境騒音 測定結果 (28年度)	騒音測定結果 の環境基準 達成状況	すべての測定 地点(6地点)で 環境基準達成	環境騒音は、道路に面する地域 以外の一般地域、自動車騒音に ついては、国道や道道などの沿 道で測定を行っています。航空 機騒音については、新千歳空港 航路下で常時監視を行っていま す。
	自動車騒音 測定結果 (28年度)		すべての測定 地点(10地点) で環境基準 達成	
	航空機騒音 常時監視 測定結果 (28年度)		すべての測定 地点(市5地 点、道9地点) で環境基準 達成	

図表 4-1 環境基準の達成状況

■市民アンケート調査結果



図表 4-2 公害について



図表 4-3 水辺の状況について

2 基本目標実現に向けて～基本施策と各主体の具体的な取組

基本施策

①公害の未然防止

■市の具体的な取組

- 企業の新規立地の際には、必要に応じて事前協議を行い、公害の未然防止に努めます。
- 公害防止設備の導入や改善のための支援に努めます。
- 市民などから寄せられる身近な公害苦情について、解決に向けて適切に対応します。
- 航空機騒音の軽減のため、国などに対して要請を行います。
- 市内の環境状況把握のため、各種監視測定を行うとともに、ホームページや環境白書等で広く情報を提供します。
- 公害の主要発生源となる企業と公害防止協定^{*1}を締結し、公害の未然防止に努めます。
- アスベストについては、関係機関と連携・協力して、建築物の解体現場などから大気中への飛散防止対策の徹底を図ります。
- 環境汚染事故の際に適切な対応を行うため、関係機関や部署との連携強化に努めます。
- 下水道施設の適正な維持管理や水処理により、河川や海域への水質保全に努めます。
- 下水道について理解と関心を高めるため啓発に努めます。

■事業者の具体的な取組

- 関係法令^{*2}や公害防止協定^{*1}を遵守し、事業活動からの環境負荷低減に努めましょう。
- 環境汚染事故の未然防止のため、定期的な施設整備・点検を行うとともに、事故発生の際は、関係機関への速やかな報告と適切な措置を行いましょう。
- 事業活動における騒音や悪臭などにより、近隣住民に迷惑をかけないよう配慮しましょう。
- 事業活動から汚れた排水を流さないようにし、下水道への負荷低減に努めましょう。

■市民の具体的な取組

- 日常生活における騒音や悪臭などにより、近隣に迷惑をかけないよう配慮しましょう。
- 野焼きなど、ごみの不法な焼却はやめましょう。
- 日常生活から汚れた排水を流さないようにし、下水道への負荷の低減に努めましょう。

※1 地域の実情や企業の自主的な取組を含めた、きめ細かな公害対策を企業と自治体で結ぶもの

※2 大気汚染防止法、騒音規制法、悪臭防止法、苫小牧市公害防止条例など

基本施策

②水源の保全

■市の具体的な取組

- 定期的なパトロールによる監視や清掃の実施により水源保護に努めます。
- 「安全でおいしい水」への理解を深めるよう啓発に努めます。
- 森林が有する水源かん養機能（洪水緩和・水資源貯留・水質浄化）の維持のため、関係法令^{*}や「苫小牧市水道水源の保護に関する指導要綱」に基づいた水源保護に努めます。
- 市民・事業者との連携による水源の保全に努めます。

^{*}森林法、水道法、水循環基本法など

■事業者及び市民の具体的な取組

- 安全でおいしい水への理解を深め、自然豊かな水環境を守りましょう。
- 水源の保全と保護に協力しましょう。



とまチョップ水

基本目標

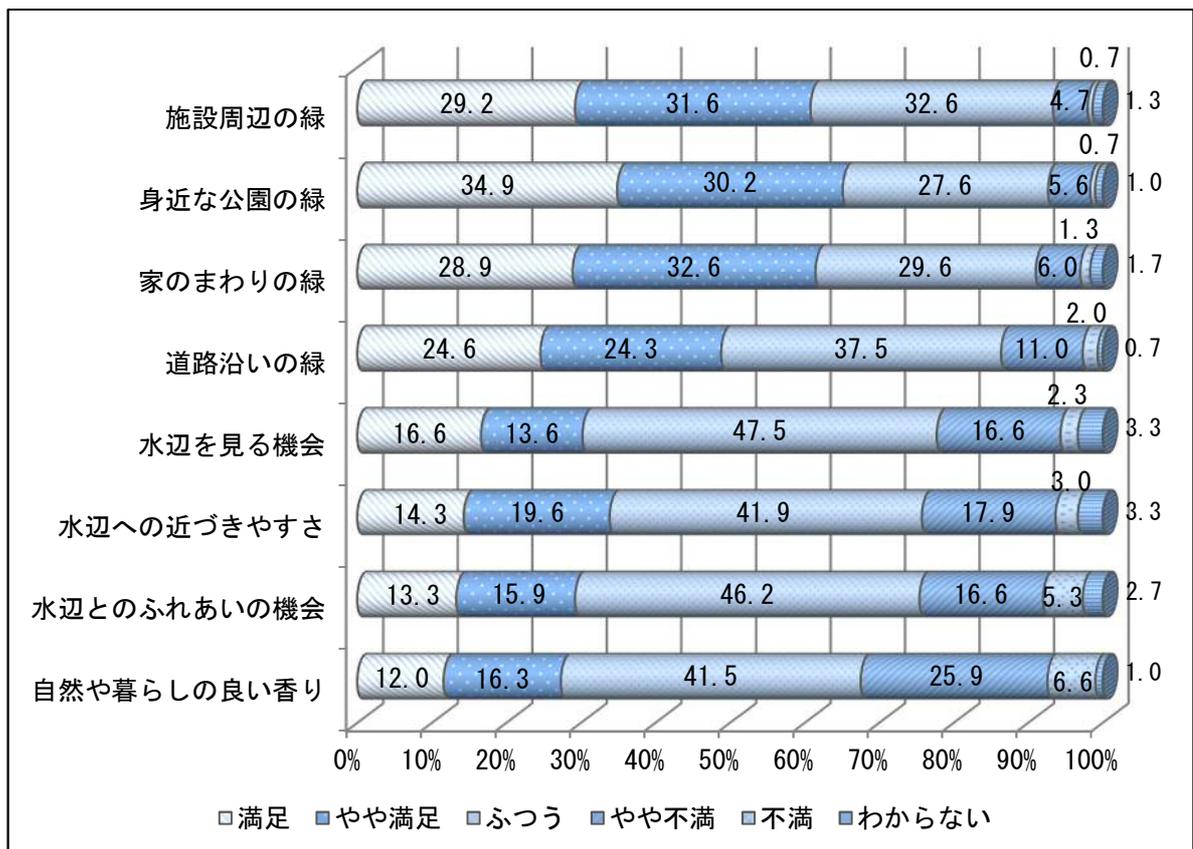
(2) 潤いと安らぎのある快適都市の形成を図る

1 現状と課題

自然環境などについての市民アンケート調査結果（図表 4-4）では、「身近な緑」に関する設問に関しては、「満足」「やや満足」とする回答が多く、都市公園整備を含めた、まちぐるみの緑化対策の効果であると考えられます。

一方、「自然や暮らしの良い香り」については、「不満」「やや不満」の回答が3割を超えており、より一層の環境改善が必要と考えられます。

■市民アンケート調査結果

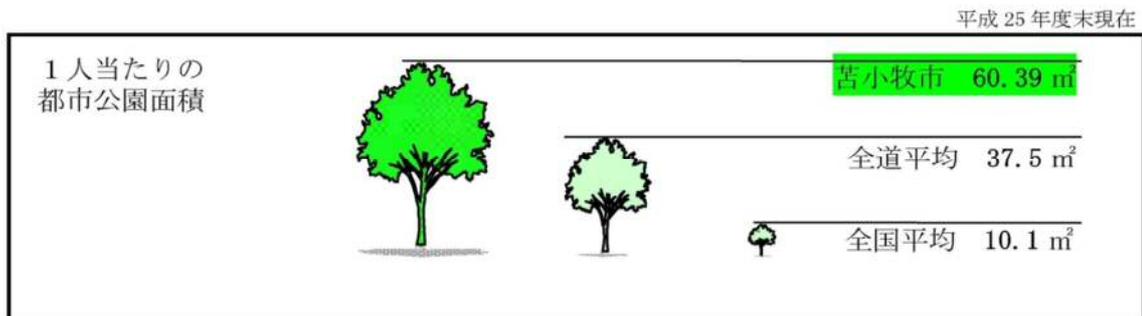


図表 4-4 身近な自然環境などについて

第4章 具体的な取組

■都市公園面積の状況

「苫小牧市緑の基本計画」（市緑地公園課）の中で、都市公園として整備すべき目標水準を設定しており、その進捗状況については高い水準となっています。また、市民1人当たりの都市公園面積は、全国及び全道平均を大きく上回っている状況です。



図表 4-5 1人当たりの都市公園面積比較

■緑の基本計画

緑の基本計画では、緑のまちづくりについて、市民・事業者・行政が連携して取組を進めるため、3つの基本方針（緑を守る、緑を活かす、緑と暮らす）と12の実現のための方針を定め関連する施策への各主体の取組を記載しています。12の方針のうち「市街地の緑の活用」では、市民には意見や要望の提供、管理の協力、事業者には企業敷地内の緑化、行政には地域の特性を活かした整備の推進とするなどの取組内容を設定しています。

2 基本目標実現に向けて～基本施策と各主体の具体的な取組

基本施策

①身近な自然環境の充実

■市の具体的な取組

- 公園などの身近な自然とふれあえる場の整備や適正な維持管理に努めます。
- 市民植樹祭の実施など、まちぐるみで緑化活動を行う機会の提供に努めます。
- 町内会や各種団体などと連携し、花や緑による環境美化に努めます。
- 「まちを緑にする会」などと連携し、市民への緑化普及・支援に努めます。
- 市民・企業の緑化活動に対する支援に努めます。

■事業者の具体的な取組

- 事業所敷地内の緑化に努めましょう。
- 市や地域で実施する緑化活動に協力しましょう。
- 「緑化推進基金」及び「緑の募金」への協力を努めましょう。

■市民の具体的な取組

- 花や緑により、敷地内の緑化に努めましょう。
- 市や地域で実施する緑化活動に参加協力しましょう。
- 「緑化推進基金」及び「緑の募金」への協力を努めましょう。

基本施策

②環境美化の推進

■市の具体的な取組

- 関係機関との連携やパトロールの実施、市民からの情報提供により、警告看板や監視カメラなどを設置し、不法投棄の未然防止と早期発見に努めます。
- 家庭ごみ戸別収集の段階的導入に向け、モデル区域での試行を通して検証を行います。
- 「共同住宅ごみ排出マナー改善対策協議会」を通じて、共同住宅におけるごみ排出マナー向上に努めます。
- 春と秋の大掃除やごみ拾い大作戦など、市民参加型のイベントを行い、まちぐるみで環境美化活動を推進します。
- ぼい捨て防止対策の強化と、市民や事業者などの環境美化活動への支援に努めます。

■事業者の具体的な取組

- 関係法令*に基づき適正に廃棄物処理を行いましょう。
- 自社の環境美化を積極的に行いましょう。
- 市や地域で実施する環境美化活動に積極的に参加協力しまししょう。

※廃棄物の処理及び清掃に関する法律、循環型社会形成推進基本法など

■市民の具体的な取組

- ごみの排出マナーを守りましよう。
- ごみのポイ捨てや不法投棄はやめましよう。
- 市や地域で実施する環境美化活動に積極的に参加しまししょう。

第2節 人と自然が共生するまち

基本目標 (1)人と多様な生物が共存する豊かな自然環境を保全する

1 現状と課題

本市の自然は、樽前山麓の広大な森林をはじめ、湖沼群や湿原、自然緑地などが広く分布しています。中でもラムサール条約の登録湿地であるウトナイ湖は、全国屈指の渡り鳥の中継地として知られており、現在まで約270種の鳥類が確認されています。

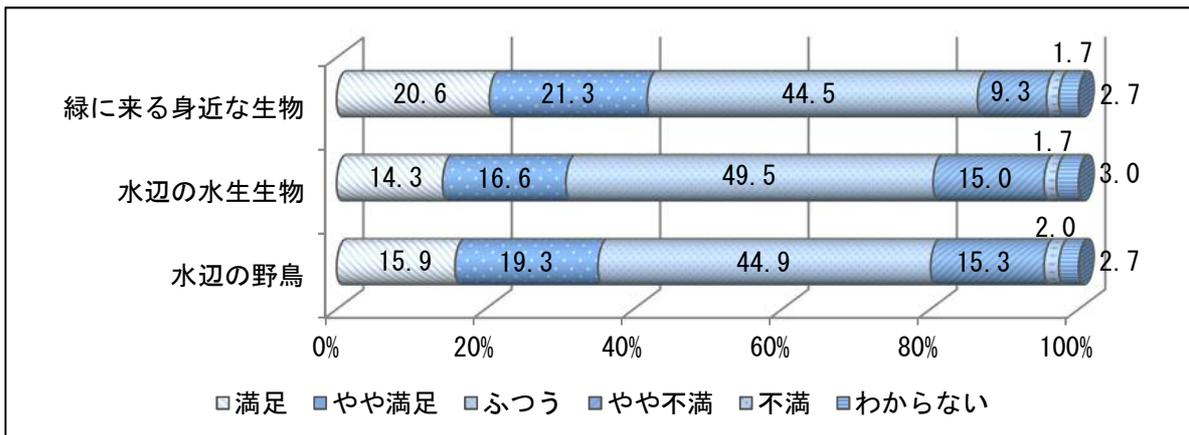


ウトナイ湖

身近な環境で確認できる野生生物に関する市民アンケート調査結果（図表4-6）では、「不満」

「やや不満」とする回答は低く、今後もこの豊かな自然と共生された社会を保ち、次世代に引継いで行かなければなりません。

■市民アンケート調査結果



図表4-6 身近な野生生物について

2 基本目標実現に向けて～基本施策と各主体の具体的な取組

基本施策

①自然環境保全

■市の具体的な取組

- 環境被害が確認された特定外来生物の調査及び捕獲に努めます。
- 美々川流域等のすぐれた自然地域や自然環境保全地区などの保全に努めます。
- 地域の自然生態系の現況を周知し保全に努めます。

■事業者の具体的な取組

- 事業活動において、自然生態系への配慮を行いましょ。

■市民の具体的な取組

- 身近な自然環境を大切にしましょ。
- 海岸清掃やウトナイ湖湖岸清掃活動などの自然環境保護活動に参加協力しましょ。
- 外来生物による被害を予防するため、「入れない」「捨てない」「拡げない」の三原則を守りましょ。

基本施策

②自然保護の推進

■市の具体的な取組

- 自然観察会や傷病鳥獣救護ボランティア講座など、自然とふれあい学ぶ機会の提供に努めます。

■事業者の具体的な取組

- 企業内の自然環境保護意識の向上に努めましょ。
- 自然環境保護活動に協力しましょ。

■市民の具体的な取組

- 各種自然観察会や学習会などに参加し、自然保護への理解を深めましょ。

基本目標

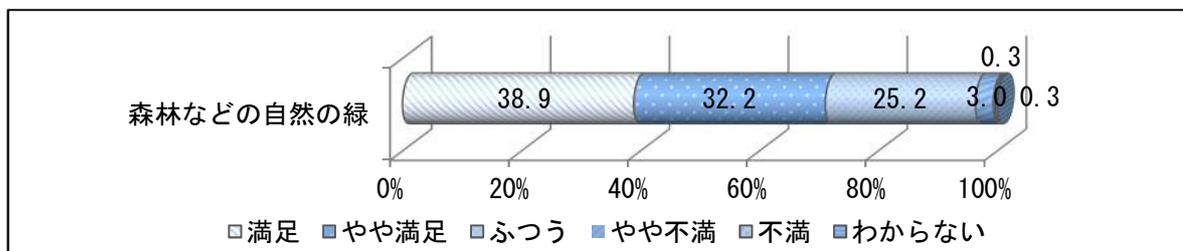
(2) 緑あふれる豊かな環境を次世代に引き継ぐ

1 現状と課題

森林などの自然の緑に対する満足度は高く、市民アンケート結果では「満足」「やや満足」との回答が7割を超えています。

森林は河川を通じて海とつながっており、様々な野生生物の生命を育むだけでなく、私たちの生活に欠かせない水源であります。この森林の育成や保全は、私たちの生活の基盤を守ることにもつながっています。今後も自然との共生を基調とした森林保全を進めていくことが必要と考えられます。

■市民アンケート調査結果



図表 4-7 森林について



市有林草刈作業

2 基本目標実現に向けて～基本施策と各主体の具体的な取組

基本施策

①緑の育成と保護

■市の具体的な取組

- 森林などの開発行為に対して、適正な規制と指導を行います。
- 市有林の維持管理を行います。
- 森林を守るため、山火事防止の促進や病虫害などの防除に努めます。

■事業者の具体的な取組

- 森林の保全活動に協力しましょう。
- 環境に配慮した事業活動に努めましょう。
- 自社の森林や緑地の保全に努めましょう。
- 森林などの開発行為の際には、関係法令^{*}を遵守しましょう。

^{*}森林法、森林・林業基本法など

■市民の具体的な取組

- 森林保全活動に参加し、森林の仕組み・働きを理解しましょう。
- 森林などへの不法投棄はやめましょう。

第3節 資源を大切にすまち

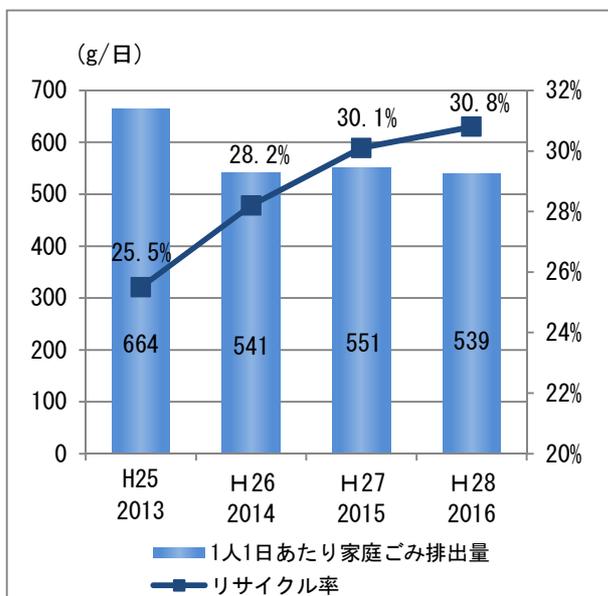
基本目標 限りある資源を有効に無駄なく環境にやさしいまちづくりを進める

1 現状と課題

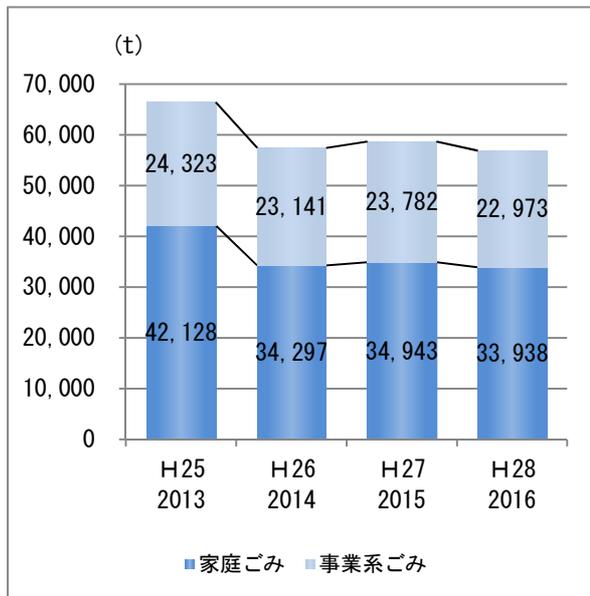
本市では、これまで市民・事業者の協力のもと、ごみ分別の徹底やプラスチックの資源化、拠点回収品目の拡大などを行ってきました。また、平成25年度（2013年度）には家庭ごみの有料化、紙類の資源化、事業系ごみ手数料改定などの取組をまちぐるみで実施したことにより、ごみ量は大幅に減少し、リサイクル率は年々向上しています。

今後も将来を見据え、次世代にローコストで効率的なごみ処理システムを引き継いでいくため、4R^{*}の推進や収集体制の見直しなどにより、さらなるごみ減量・リサイクル推進を図り、循環型社会の実現に向けて、取組を進める必要があります。

※Refuse：リフューズ（ごみ発生抑制）、Reduce：リデュース（ごみ排出抑制）、Reuse：リユース（再使用）、Recycle：リサイクル（再生利用）



図表 4-8 ごみ量及びリサイクル率

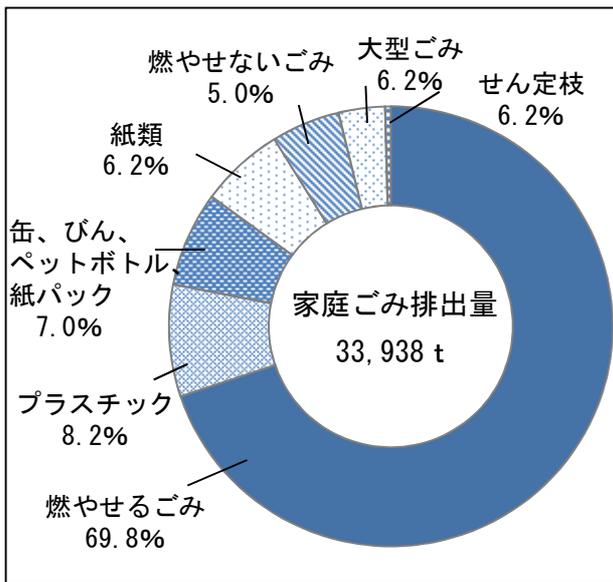


図表 4-9 ごみ排出量推移

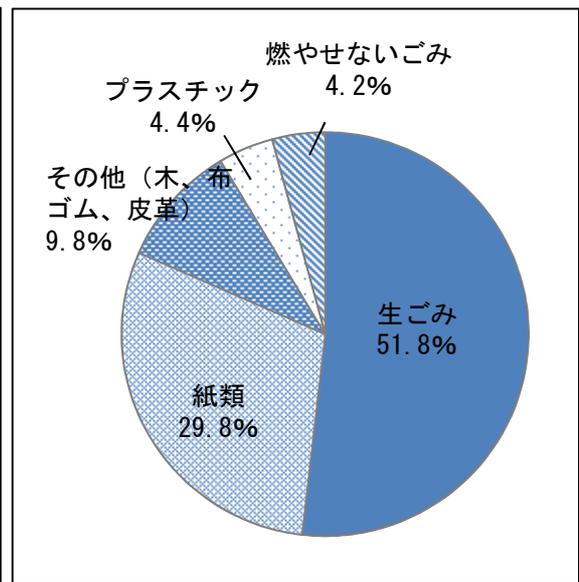
■ごみの内訳 (平成28年度(2016年度)実績)

家庭系ごみにおける「燃やせるごみ」の割合は約7割(図表4-10)となっており、そのうちの約5割が「生ごみ」(図表4-11)となっています。また、事業系ごみにおける紙類の割合は約5割(図表4-12)となっており、そのうちの約1割が「ダンボール」(図表4-13)となっています。

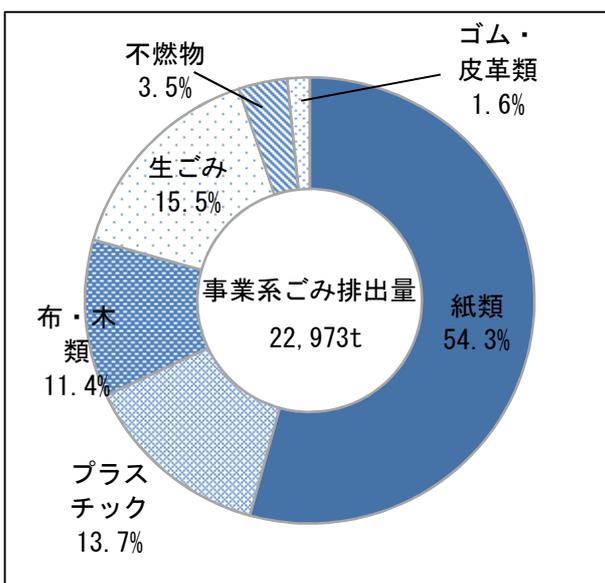
このことから、家庭ごみにおいては、生ごみの減量が、また、事業系ごみにおいては、分別徹底の周知啓発が、今後のごみ排出量削減の重要な要素になると考えられます。



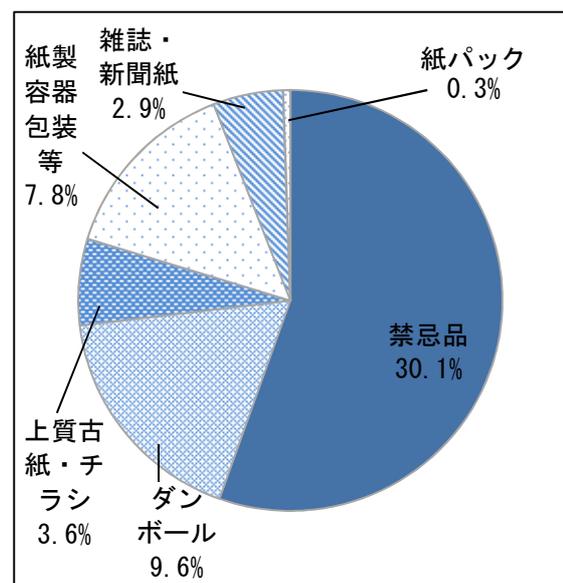
図表4-10 家庭系ごみの内訳



図表4-11 燃やせるごみの内訳



図表4-12 事業系ごみの内訳



図表4-13 紙類の内訳

2 基本目標実現に向けて～基本施策と各主体の具体的な取組

基本施策

①ごみの減量化

■市の具体的な取組

- 4R^{※1}の推進を図ります。
- 生ごみ3きり運動^{※2}を推進します。
- ごみ分別と減量について、広報誌やホームページ等による情報提供及び出前講座・各種イベントによる周知啓発の充実を図ります。
- 事業系ごみ減量に向け、排出事業者及び収集運搬業者に対し、適正な分別・処理方法について周知等を行います。

※1 Refuse：リフューズ（ごみ発生抑制）、Reduce：リデュース（ごみ排出抑制）、Reuse：リユース（再利用）、Recycle：リサイクル（再生利用）

※2 「使いきり」：食材を上手に使いきる、「食べきり」：食べる分だけ調理する、「水きり」：生ごみを捨てる前にしっかりと水分をきる

■事業者の具体的な取組

- ごみの適正な分別に努めましょう。
- 簡易包装、ノーレジ袋運動を推進しましょう。
- 梱包材や容器などの再利用に努めましょう。

■市民の具体的な取組

- ごみの適正な分別について知識を深め実践に努めましょう。
- 必要なものを必要な量だけ購入、外食時には食べきりに努め、食品ロスの削減をしましょう。
- マイバッグを持参しましょう。
- 過剰包装を断りましょう。
- 使い捨て商品よりも長く使える商品を選びましょう。

基本施策

②資源の有効利用の推進

■市の具体的な取組

- リサイクルプラザ苦小牧において、各種情報の提供、体験講座やイベントを実施し、意識啓発に努めます。
- 生ごみの減量に向け、コンポスト容器等の購入助成や、生ごみ分解容器「キエーロ」の普及などに努めます。
- 生ごみの資源化に向けた施策の調査・研究を進めます。
- 建設リサイクル法による届出の周知と指導に努めます。
- 古着古布等の拠点回収の推進に努めます。
- 家庭及び事業所から排出される資源物の分別徹底の周知に努めます。
- リサイクル製品やグリーン製品の普及啓発に努めます。

■事業者の具体的な取組

- 企業内の適正なりサイクルに努めましょう。
- ダンボールなどの古紙のリサイクルに努めましょう。
- 事業所などにおける個人消費物^{*}のリサイクルに努めましょう。
- 環境に配慮した商品の取扱いや購入に努めましょう。

^{*}弁当容器などのプラスチックや缶・びん・ペットボトルなど

■市民の具体的な取組

- 資源物の適正なりサイクルについて知識を深めて実践しましょう。
- 生ごみの堆肥化に努めましょう。
- 地域の集団回収に協力しましょう。
- 資源物の拠点回収や不用品のリサイクルを心掛け資源の有効利用に努めましょう。
- 環境に配慮した商品の購入に努めましょう。

第4節

みんなで環境に取り組むまち

基本目標

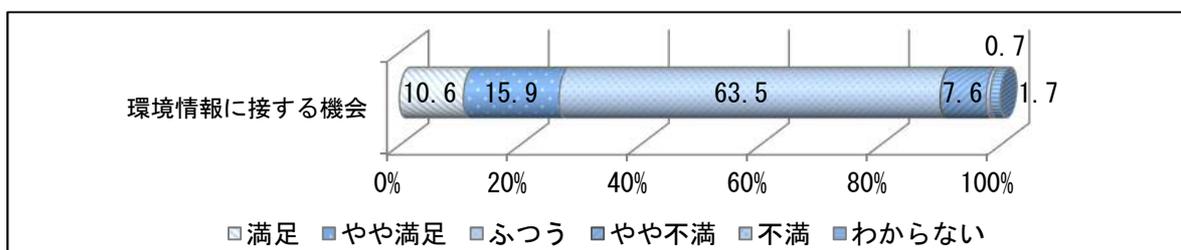
(1) 環境を学び、大切にすることを育む

1 現状と課題

環境の保全を推進するため、市民一人ひとりの意識の啓発が大切です。本市では、これまで環境に関する出前講座やイベントを実施し、市民意識向上を図ってきました。また、次世代を担う年齢層への啓発として、環境教育副読本を作成し小学4年生と中学1年生への配布や、自然全般に関する内容を学ぶ自然ふれあい教室などを実施しています。

市民アンケート調査の結果(図表4-14)では、環境情報に接する機会について、「満足」「やや満足」の割合が3割に満たないことから、今後も啓発事業を継続的に実施する必要があります。

■市民アンケート調査結果



図表 4-14 環境情報に接する機会について

2 基本目標実現に向けて～基本施策と各主体の具体的な取組

基本施策

①環境教育の推進

■市の具体的な取組

- 小中学生を中心とした次世代市民に対し、環境教育副読本の配布やいのちの授業などの出前講座を実施し環境教育の充実を図ります。
- 小中学校省エネ行動教育プログラム事業を行います。
- 各種出前講座や体験学習会などを実施し、広く環境学習機会の提供に努めます。

■事業者の具体的な取組

- 従業員への研修に環境教育・環境学習を取入れ、企業内の意識向上と啓発に努めましょう。
- 従業員へ施設見学会や講演会などの参加を促しましょう。
- 学校や地域での環境教育への協力を努めましょう。

■市民の具体的な取組

- 環境学習に積極的に参加しましょう。
- 環境教育推進のための人材育成に協力しましょう。

基本目標

(2)よりよい環境づくりを進める活動の輪を広げる

1 現状と課題

ボランティアによる道路・公園や公共施設の環境美化活動の取組や湖岸及び河川の清掃などの環境維持活動が行われています。また、ごみの広域処理など周辺地域との連携も図られています。

今後は、さらに少子高齢化が進み人口も減少傾向になります。この緑豊かな環境を保全するためには、市民一人ひとりが環境問題は身近で自身の問題であると認識し自主的な取組を進めることやさらなる周辺地域との連携が必要となります。

2 基本目標実現に向けて～基本施策と各主体の具体的な取組

基本施策

①市民・事業者・周辺地域との連携づくり

■市の具体的な取組

- 環境保全活動推進のため、広報誌やホームページなどによる情報提供に努めます。
- ごみ出しが困難な高齢者世帯や障がい者世帯を支援するため、「ふれあい収集」を推進します。
- 「苫小牧市環境基本計画推進会議」による事業を実施します。
- ごみの広域処理やリサイクルなど、周辺地域と連携し取組を推進します。

■事業者の具体的な取組

- 従業員の環境ボランティア活動の奨励など、地域での環境保全活動への協力に努めましょう。
- 環境報告書の発行など自社の環境情報を積極的に公開し、地域との交流に努めましょう。

■市民の具体的な取組

- パブリックコメントなどの意見を述べる機会に積極的に参加しましょう。
- 地域の環境保全活動に積極的に参加協力しましょう。

第5節

地球環境にやさしいまち

基本目標

環境に配慮し、地球温暖化対策を目指したまちづくりを進める

1 現状と課題

(1) 本市のこれまでの取組

本市では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、平成21年2月に「苫小牧市地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、市民、事業者、市などの各主体が、それぞれの役割を果たしながら互いに連携して取組を実行し、産業、業務、家庭、廃棄物の4部門において、平成29年度を目標に温室効果ガス排出量の削減を目指してきました。

この「苫小牧市地球温暖化対策地域推進計画」において、「053発！みんなでとめよう温暖化」をスローガンに、「省エネルギーの推進」、「新エネルギーの導入」、「自動車利用の抑制」、「廃棄物の削減」、「緑化の推進」、「環境教育の推進」の6つの対策の柱に基づき、取組を推進してきました。

対策の柱ごとの重点的な対策についての平成28年度実績における進捗状況は、以下のとおりです。

重点対策① 省エネルギー対策を推進します

指 標	目標値(H29)	現 状(H28)	達成度
1人1日1.5kgのCO ₂ 削減行動のパンフレット配布	全世帯に配布	平成21年度に配布済み	100%
エコオフィス宣言事業所数	400事業所	262事業所	65.5%

重点対策② 新エネルギー導入を推進します

指 標	目標値(H29)	現 状(H28)	達成度
太陽光発電システム補助件数	500件	476件	95.2%

重点対策③ マイカーの利用抑制やエコドライブを推進します

指 標	目標値(H29)	現 状(H28)	達成度
エコドライブ宣言者数	5,000人	4,149人	83.0%

第4章 具体的な取組

重点対策④ 4Rの推進により焼却処理量を減らします

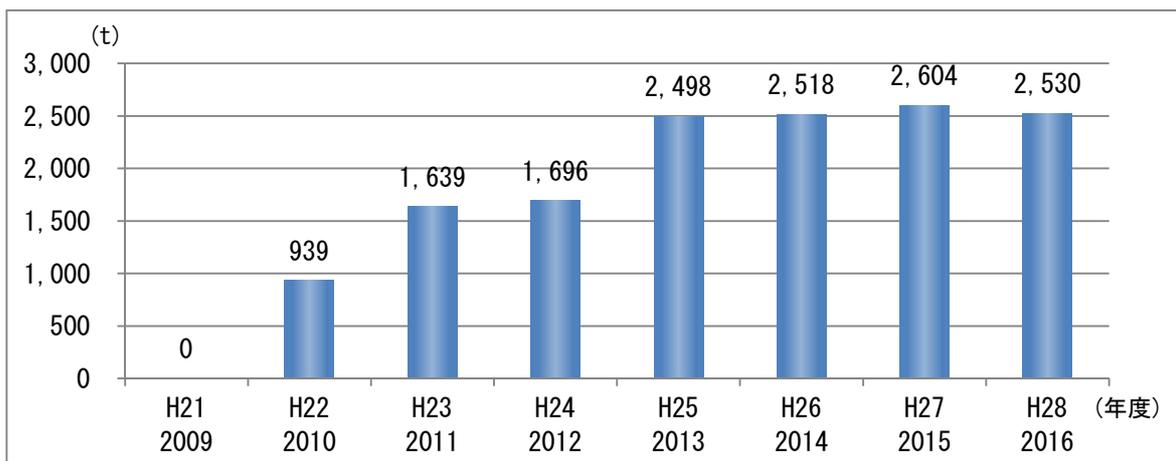
指 標	目標値 (H29)	現 状 (H28)	達成度
プラスチックの資源化量 (推移については図表 5-1 参照)	3,600 t/年	2,530 t	70.3%
集団回収の資源回収量 (推移については図表 5-2 参照)	7,000 t/年	6,335 t	90.5%

重点対策⑤ 緑化事業を推進します

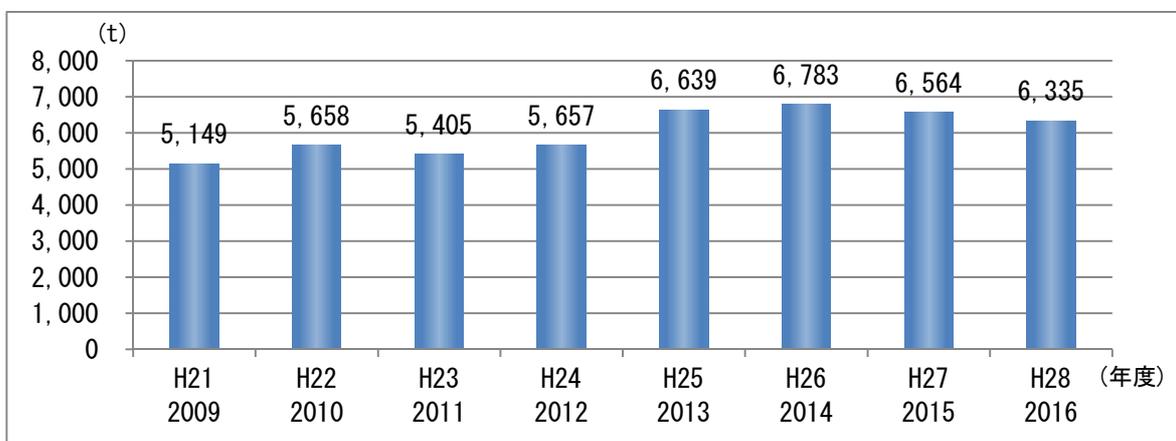
指 標	目標値 (H29)	現 状 (H28)	達成度
植樹本数 (国有林を除く市域全体)	230,000 本	201,659 本	87.7%

重点対策⑥ 環境教育・環境学習を推進します

指 標	目標値 (H29)	現 状 (H28)	達成度
地球温暖化に関する出前講座の開催	全 86 町内会での開催	81 町内会	94.2%



図表 5-1 プラスチック資源化量の推移



図表 5-2 集団回収における資源回収量の推移

(2) 市内温室効果ガス排出量の現状と推移

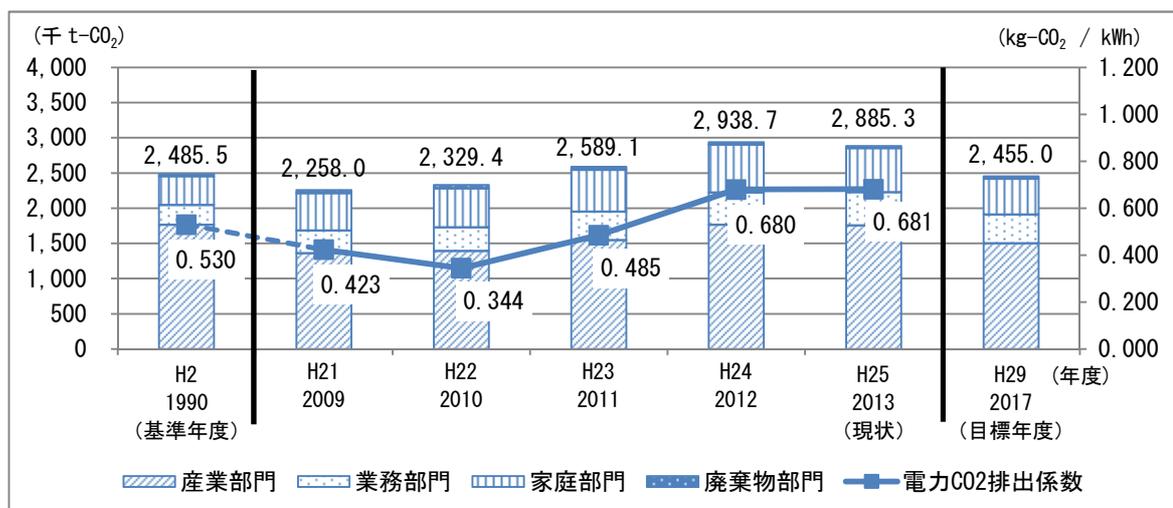
市内の温室効果ガス総排出量は、平成21年度（2009年度）においては2,258千t-CO₂となっていました。平成23年（2011年）3月の東日本大震災以降、主に電源構成の変化による電力二酸化炭素排出係数^{*}の上昇の影響により、平成25年度（2013年度）には2,885千t-CO₂となっています。部門別に見ると、業務部門及び家庭部門での増加が顕著となっている一方、産業部門及び廃棄物部門においては、基準年度と比べると微減となっています。

^{*}1kWの電力を消費した際に発生する二酸化炭素の量であり、その値は電力会社が一定の電力を作り出す際にどれだけの二酸化炭素を排出したかで変動する。

単位：千t-CO₂

部門	H2 1990 (基準年度)	H21 2009	H22 2010	H23 2011	H24 2012	H25 2013 (現状)	H29 2017 (目標年度)
産業部門(製造業、建設業など)	1,769.6	1,366.0	1,395.0	1,552.3	1,766.5	1,757.0	1,504.0
業務部門(事務所、店舗など)	279.7	318.3	337.3	399.9	460.1	474.1	411.0
床面積1㎡当たり (千t-CO ₂ /㎡)	0.257	0.183	0.193	0.229	0.264	0.279	0.226
家庭部門(家庭、自家用車)	407.1	532.9	554.0	597.7	678.0	627.2	507.0
1世帯当たり (千t-CO ₂ /世帯)	6.72	6.54	6.71	7.15	8.00	7.32	6.25
廃棄物部門	29.1	40.8	43.1	39.2	34.1	27.0	33.0
1世帯当たり (千t-CO ₂ /世帯)	0.480	0.500	0.522	0.469	0.403	0.315	0.408
合計	2,485.5	2,258.0	2,329.4	2,589.1	2,938.7	2,885.3	2,455.0

図表 5-3 市内温室効果ガス排出量について



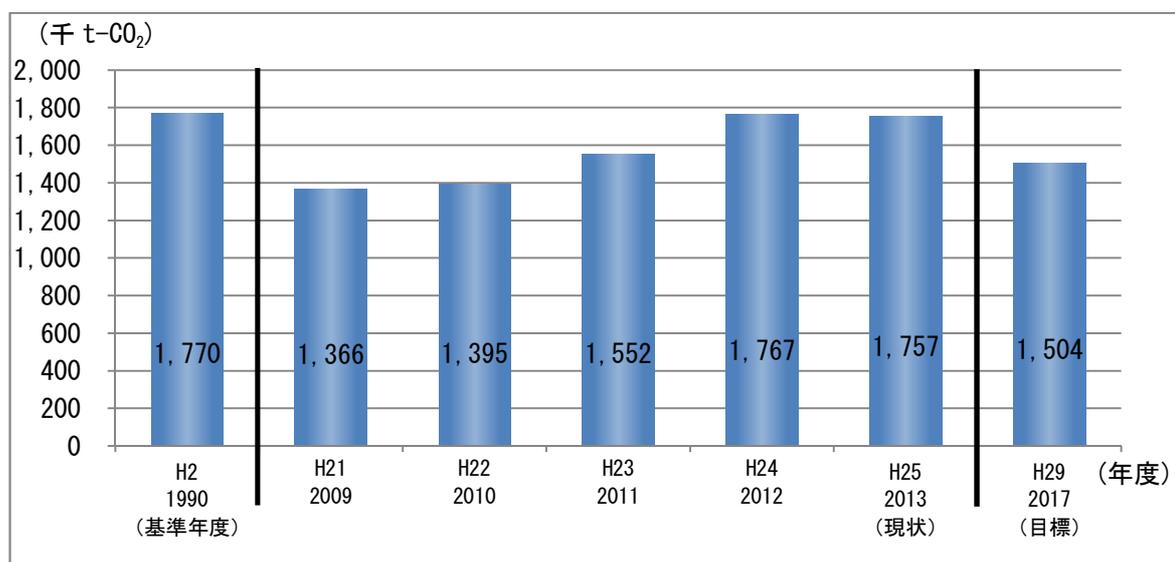
図表 5-4 市内温室効果ガス排出量及び電力 CO₂ 排出係数の推移について

第4章 具体的な取組

(3) 部門別の削減目標達成状況

<産業部門>

産業部門における前計画の目標値として、平成29年度(2017年度)に基準年度比15%の温室効果ガス排出量削減を目指していましたが、各企業における省エネルギー化の動きは進んでいるものの、製造品出荷額の37.1%の増加に象徴される経済の成長や電力二酸化炭素排出係数の上昇の影響などによって削減量が相殺されているものと考えられ、平成25年度(2013年度)の時点で、基準年度比約0.7%の減少に留まっており、平成29年度(2017年度)における目標の達成は困難な状況となっています。



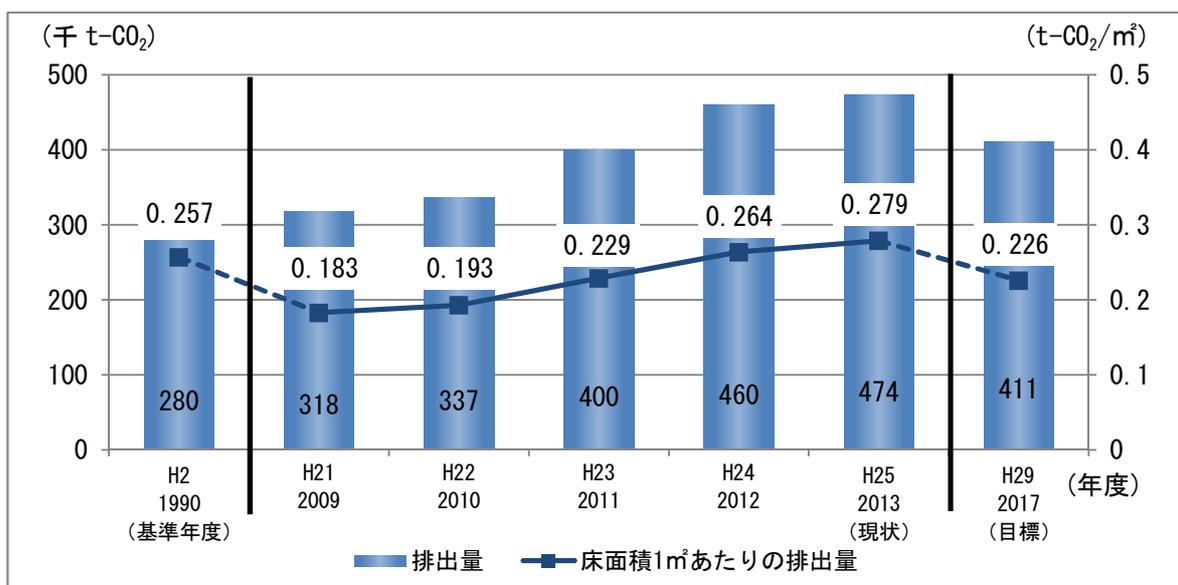
図表 5-5 産業部門の削減目標達成状況について

項目	H2 1990 (基準年度)	H21 2009	H22 2010	H23 2011	H24 2012	H25 2013 (現状)	H29 2017 (目標年度)	
産業部門排出量(千t-CO ₂)	1,770	1,366	1,395	1,552	1,767	1,757	1,504	
基準年度比増減	—	22.8%減	21.2%減	12.3%減	0.2%減	0.7%減	15.0%減	
製造品出荷額(百万円)	394,221	475,078	517,756	485,468	513,890	540,637	—	
基準年度比増減	—	20.5%増	31.3%増	23.1%増	30.4%増	37.1%増	—	
出荷額内訳	化学工業・紙パルプ(百万円)	219,866	157,905	159,283	153,674	152,318	160,918	—
	基準年度増減	—	28.2%減	27.6%減	30.1%減	30.7%減	26.8%減	—
	鉄鋼・非鉄・窯業土石(百万円)	40,617	34,284	41,922	41,642	43,183	51,124	—
	基準年度増減	—	15.6%減	3.2%増	2.5%増	6.3%増	25.9%増	—
	その他(百万円)	133,738	282,889	316,551	290,152	318,389	328,595	—
	基準年度増減	—	111.5%増	136.7%増	117.0%増	138.1%増	145.7%増	—

図表 5-6 産業部門の温室効果ガス排出量及び製造品出荷額の推移について

<業務部門>

業務部門における前計画の目標値として、平成29年度（2017年度）に業務部門の床面積1㎡あたりの温室効果ガス排出量を、基準年度比12%削減するとしていましたが、平成25年度（2013年度）の時点で、基準年度比約8.6%の増加となっており、平成29年度（2017年度）における目標の達成は困難な状況となっています。



図表 5-7 業務部門の削減目標達成状況について

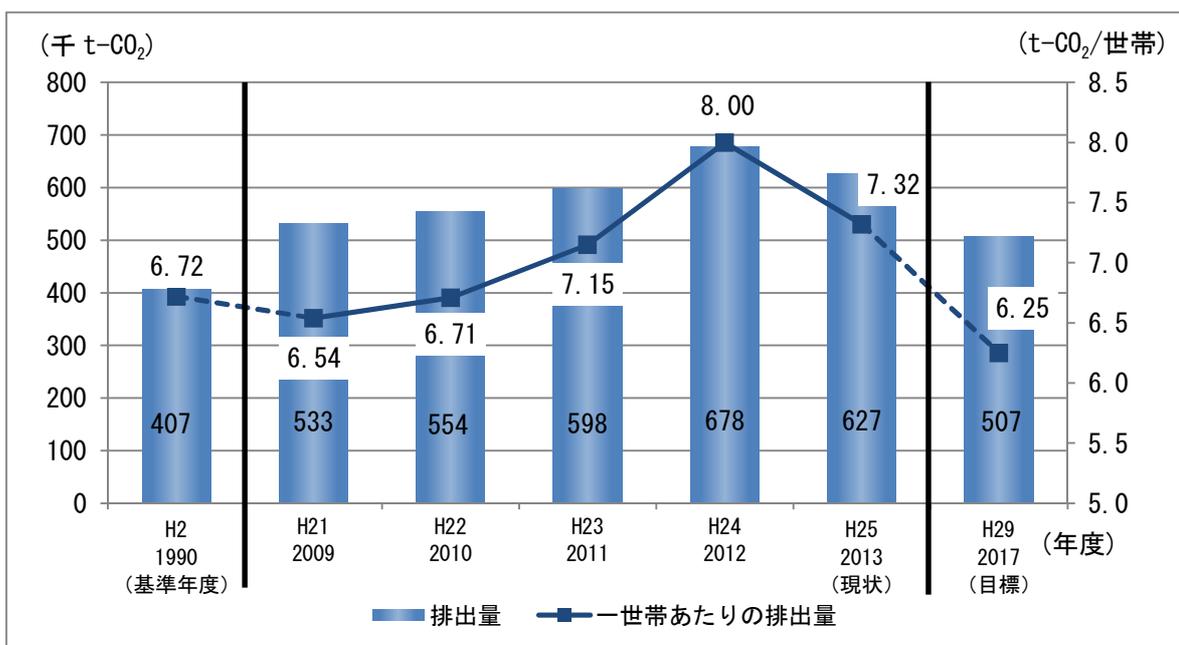
項目	H2 1990 (基準年度)	H21 2009	H22 2010	H23 2011	H24 2012	H25 2013 (現状)	H29 2017 (目標)
業務部門排出量(千t-CO ₂)	280	318	337	400	460	474	411
基準年度比増減	—	13.6%増	20.4%増	42.9%増	64.3%増	69.3%増	46.8%増
業務系建物床面積(㎡)	1,089,854	1,744,170	1,751,788	1,743,359	1,740,199	1,701,776	1,820,872
床面積1㎡当たり(t-CO ₂ /㎡)	0.257	0.183	0.193	0.229	0.264	0.279	0.226
基準年度比増減	—	28.8%減	24.9%減	10.9%減	2.7%増	8.6%増	12.0%減

図表 5-8 業務部門の温室効果ガス排出量及び床面積の推移について

第4章 具体的な取組

<家庭部門>

家庭部門における前計画の目標値として、平成29年度(2017年度)に家庭部門からの一世帯当たりの温室効果ガス排出量を、基準年度比7%削減するとしていましたが、平成25年度(2013年度)の時点で、基準年度比約8.9%の増加となっており、平成29年度(2017年度)における目標の達成は困難な状況となっています。



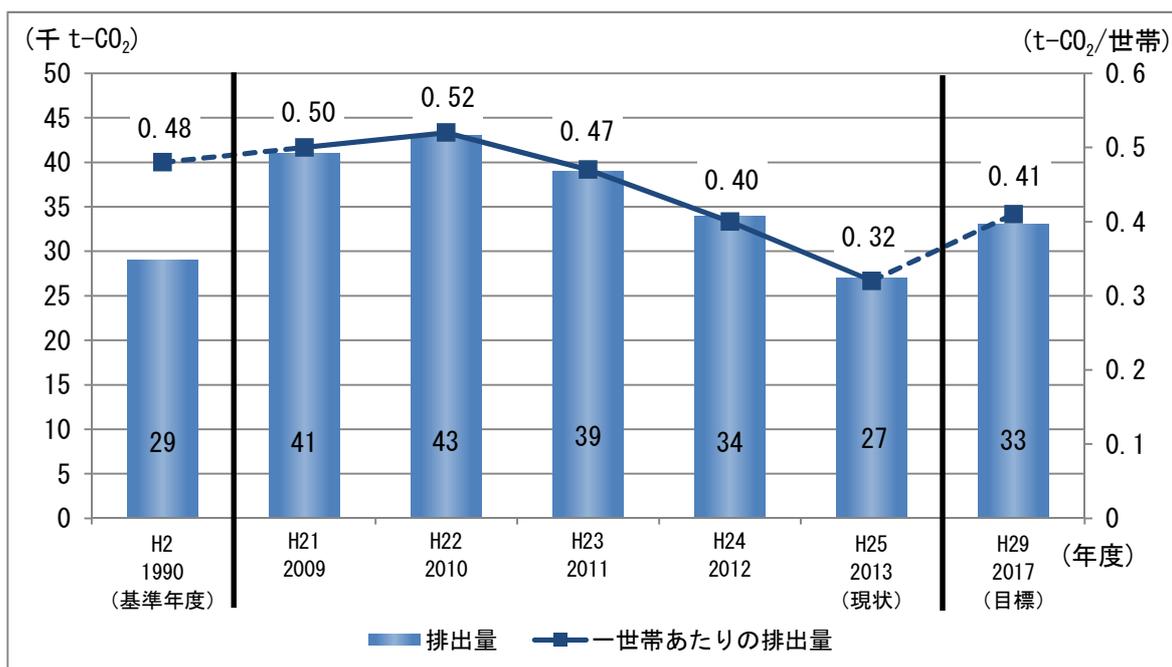
図表 5-9 家庭部門の削減目標達成状況について

項目	H2 1990 (基準年度)	H21 2009	H22 2010	H23 2011	H24 2012	H25 2013 (現状)	H29 2017 (目標)
家庭部門排出量(千t-CO ₂)	407	533	554	598	678	627	507
基準年度比増減	—	31.0%増	36.1%増	46.9%増	66.6%増	54.1%増	24.6%増
世帯数(世帯)	60,618	81,540	82,576	83,557	84,786	85,717	81,204
1世帯当たり(t-CO ₂ /世帯)	6.72	6.54	6.71	7.15	8.00	7.32	6.25
基準年度比増減	—	2.7%減	0.1%減	6.4%増	19.0%増	8.9%増	7.0%減

図表 5-10 家庭部門の温室効果ガス排出量及び世帯数の推移について

< 廃棄物部門 >

廃棄物部門における前計画の目標値として、平成29年度（2017年度）に廃棄物部門からの一世帯当たりの温室効果ガス排出量を、基準年度比15%削減するとしていましたが、平成25年度（2013年度）の時点で、基準年度比約33.3%の削減となっており、既に目標を大きく上回った削減効果が表れています。主な要因として、平成22年度（2010年度）に開始したプラスチックの資源化や平成25年度（2013年度）に開始した家庭ごみの有料化などが考えられます。このまま順調に推移すれば目標を達成することが可能な状況となっています。



図表 5-11 廃棄物部門の削減目標達成状況について

項目	H2 1990 (基準年度)	H21 2009	H22 2010	H23 2011	H24 2012	H25 2013 (現状)	H29 2017 (目標)
廃棄物部門排出量(千 t-CO ₂)	29	41	43	39	34	27	33
基準年度比増減	-	41.4%増	48.3%増	34.5%増	17.2%増	6.9%減	13.8%増
世帯数(世帯)	60,618	81,540	82,576	83,557	84,786	85,717	81,204
1世帯当たり(t-CO ₂ /世帯)	0.48	0.50	0.52	0.47	0.40	0.32	0.41
基準年度比増減	-	4.2%増	8.3%増	2.1%減	16.7%減	33.3%減	14.6%減

図表 5-12 廃棄物部門の温室効果ガス排出量及び世帯数の推移について

第4章 具体的な取組

(4) 現状と今後の方針

平成28年度(2016年度)末時点での前計画の重点対策における目標達成状況については、概ね目標の達成、若しくは目標値に近い達成状況となっておりますが、前述のとおり平成25年度(2013年度)における市内の温室効果ガス排出量は基準年度と比べて増加している傾向となっており、平成29年度(2017年度)における温室効果ガス排出量削減目標の達成は困難な状況となっております。

現在、国では平成28年(2016年)5月に「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、電力分野の二酸化炭素排出原単位の低減や、省エネルギー性能の高い設備・機器の導入促進や再生可能エネルギーの導入、国民運動「COOL CHOICE」の推進などの様々な施策を実施することにより、平成42年度(2030年度)までに、温室効果ガス排出量を平成25年度(2013年度)比26%削減、長期的には平成62年度(2050年度)までに平成25年度(2013年度)比80%削減の新たな目標が設定されており、国との役割分担のもと、新たな目標の達成に向けた取組が必要となります。

2 新たな計画における削減目標

(1) 対象部門と評価指標

新たな計画では、本市の温室効果ガス排出実態や地域特性を考慮し、対象部門は産業、業務、家庭、廃棄物、運輸の5部門とします。また、運輸部門については、航空機、鉄道、船舶、貨物自動車など複数の地域にまたがり、明確な地域分割手法が確立されていないものについては除外します。

削減目標の評価指標については、これまで温室効果ガス排出量を設定していましたが、新たな計画においては、電力二酸化炭素排出係数の変動による影響を考慮し、エネルギー消費量を設定することにしました。

対象部門	含まれる業種等	評価指標
産業部門	製造業、建設業、鉱業、農林水産業	エネルギー消費量 (TJ* : テラジュール) TJ*:石油や電気などのエネルギー使用量を熱量(J=ジュール)に換算した値(1TJ=10 ¹² J) 1TJは原油 25.8kℓ相当
業務部門	事務所、店舗、ホテルなど	
家庭部門	一般家庭	
運輸部門	自家用車、バス、タクシーなど	
廃棄物部門	一般家庭、事業所など	

図表 5-13 対象部門と評価指標

(2) 目標年度

エネルギー消費量の現況値は、算定に用いる統計資料の公表時期の関係から、直近の2年前の値が最新となります。このため、計画中間年度の2年前である平成32年(2020年度)を中間目標年度とし、計画最終年度の2年前である平成37年度(2025年度)を最終目標年度とします。

(3) 基準年度

エネルギー消費量の削減目標設定に際し、基準となる年度は、国の「地球温暖化対策計画」で採用されている、平成25年度(2013年度)とします。

第4章 具体的な取組

(4) 将来予測の概要

将来予測は、基準年度である平成25年度（2013年度）以降、追加的な対策が行われな
ない状況での将来のエネルギー消費量を想定しています。

各部門の推計にあたって活動量の予測に使用した指標については、以下のとおりです。

また、将来のエネルギー消費量の予測は、平成25年度（2013年度）実績に対し、活動
量予測により算出した増減率を乗じて推計しています。

部門	活動量予測に使用した指標等
産業部門	<ul style="list-style-type: none"> ○製造業 「長期エネルギー需給見通し」（資源エネルギー庁、H27.7）における生 産量見通しと経済成長率ベースライン推計値を活用し算出 ○非製造業 建設業は日本建設業連合会資料による建設業就業者推移を活用し算出 農林水産業は就業者推移を活用し算出
業務部門	「苫小牧市総合計画」における人口の将来推計及び人口の想定を活用 し算出
家庭部門	「日本の世帯数の将来推計」（国立社会保障・人口問題研究所）におけ る世帯数予測を活用し算出
運輸部門	
廃棄物部門	

図表 5-14 部門ごとの活動量予測に使用した指標

(5) 施策による対策前のエネルギー消費量の将来推計（現状すう勢ケース（BAU））

①将来推計の方法

本市のエネルギー消費量の将来推計にあたっては、平成25年度（2013年度）以降、特に対策を行わないで推移した場合（現状すう勢ケース（BAU））における平成32年度（2020年度）及び平成37年度（2025年度）の値を算出しました。

なお、活動量については、他調査等における推計値、現状据え置きの内いずれかの方法により値を設定しました。

このほか、算定の基礎となる統計資料について、平成28年12月に作成方法が変更となっていることから、前計画の数値とは差異が生じています。

部門		活動量・単位		H25 2013	H32 2020 (BAU)	H37 2025 (BAU)
産業	農林水産 建設業	就業人口	人	9,383	9,544	9,659
	製造業	製造品出荷額	百万円	1,244,000	1,437,187	1,481,033
	業務	就業人口	人	52,029	51,436	50,536
家庭		世帯数	世帯	85,717	85,574	83,092
運輸		保有台数	台	108,599	104,858	102,185
廃棄物		世帯数	世帯	85,717	85,574	83,092

図表 5-15 部門別の将来活動量予測

第4章 具体的な取組

②将来推計値（現状すう勢ケース（BAU））

計画の中間目標年度である平成32年度（2020年度）及び計画最終目標年度である平成37年度（2025年度）における本市のエネルギー消費量の将来推計値を次に示します。

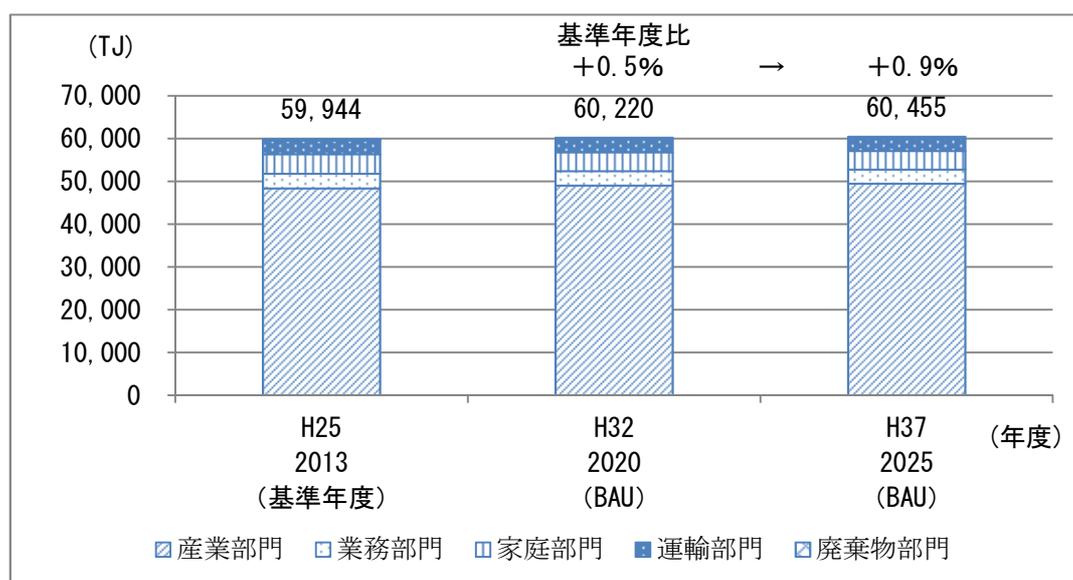
平成32年度におけるエネルギー消費量は約60,220TJ（基準年度比 約0.5%増）と予測され、平成37年度には約60,455TJ（基準年度比 約0.9%増）と予測されます。

部門別のエネルギー消費量の将来推計については、業務・家庭・運輸・廃棄物部門は世帯数や就業人口の減少などの影響により減少し、産業部門については、製造品出荷額の増加や就業人口の増加などの影響により増加するものと予測されます。

単位：TJ

部 門		H25 2013 (基準年度)	H32 2020 (BAU)	H37 2025 (BAU)
産業 部門	農林水産 建設業	415	422	427
	製造業	47,965	48,614	49,077
業務部門		3,395	3,347	3,312
家庭部門		4,586	4,428	4,315
運輸部門		3,181	3,071	2,993
廃棄物部門		402	338	331
合 計		59,944	60,220	60,455

図表 5-16 部門別エネルギー消費量の将来推計値（BAU）



図表 5-17 エネルギー消費量の将来推計値（BAU）の基準年度比較

(6) エネルギー消費量の削減目標

①将来推計値（現状すう勢ケース（BAU））からの部門別削減見込量の設定

市内エネルギー消費量の削減見込量は、国の「地球温暖化対策計画」の対策・施策を中心とした取組が各主体で推進されると想定し、産業部門及び業務部門については、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」（以下、省エネ法という。）に基づく努力目標の達成、家庭部門及び運輸部門については、国の「地球温暖化対策のための国民運動実施計画」に定められている目標値を参考に設定します。

また、廃棄物部門については、「苫小牧市一般廃棄物処理基本計画」に定められている目標値を参考に設定します。

	主な取組と将来推計値（BAU）からの削減量見込み
産業部門	<ul style="list-style-type: none"> ● エネルギー管理の徹底 ● 再生可能エネルギー及び省エネルギー性能の高い設備・機器の導入促進 など <p>【削減量見込み】 約3,968 TJ（H37(2025)までの削減量）</p> <p>製造品出荷額などの原単位あたりのエネルギー消費量を対前年比平均0.7%削減した場合</p> <p>（「省エネ法」の努力目標である対前年比1%の削減を、市内の特定事業所（全体の約70%）が実施した場合の削減率）</p>
業務部門	<ul style="list-style-type: none"> ● 建築物の省エネ対策 ● 再生可能エネルギー及び省エネルギー性能の高い設備・機器の導入促進 ● エコオフィスの推進 など <p>【削減量見込み】 約70 TJ（H37(2025)までの削減量）</p> <p>床面積などの原単位あたりのエネルギー消費量を対前年比平均0.18%削減した場合</p> <p>（「省エネ法」の努力目標である対前年比1%の削減を、市内の特定事業所（全体の約18%）が実施した場合の削減率）</p>
家庭部門	<ul style="list-style-type: none"> ● 住宅の省エネルギー対策 ● 再生可能エネルギー及び高効率な家電機器などの導入 ● 日常生活における省エネルギー行動の推進 など <p>【削減量見込み】 約182 TJ（H37(2025)までの削減量）</p> <p>エネルギー消費量を平成42年度（2030年度）までに平成25年度（2013年度）比14%（年平均約0.82%）削減した場合（「国民運動実施計画」目標値を準用）</p>
運輸部門	<ul style="list-style-type: none"> ● 次世代自動車の普及 ● エコドライブの推進 など <p>【削減量見込み】 約486 TJ（H37(2025)までの削減量）</p> <p>エネルギー消費量を平成42年度（2030年度）までに平成25年度（2013年度）比30%（年平均約1.76%）削減した場合（「国民運動実施計画」目標値を準用）</p>
廃棄物部門	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境基本計画の推進による廃棄物削減 など <p>【削減量見込み】 約15 TJ（H37(2025)までの削減量）</p> <p>平成36年度（2024年度）までに1人1日あたりの家庭ごみ排出量を520gとする（「苫小牧市一般廃棄物処理基本計画」目標値）</p>

図表 5-18 将来推計値からの部門別削減見込量

■二酸化炭素排出量の将来予測と削減量の見込み(参考)

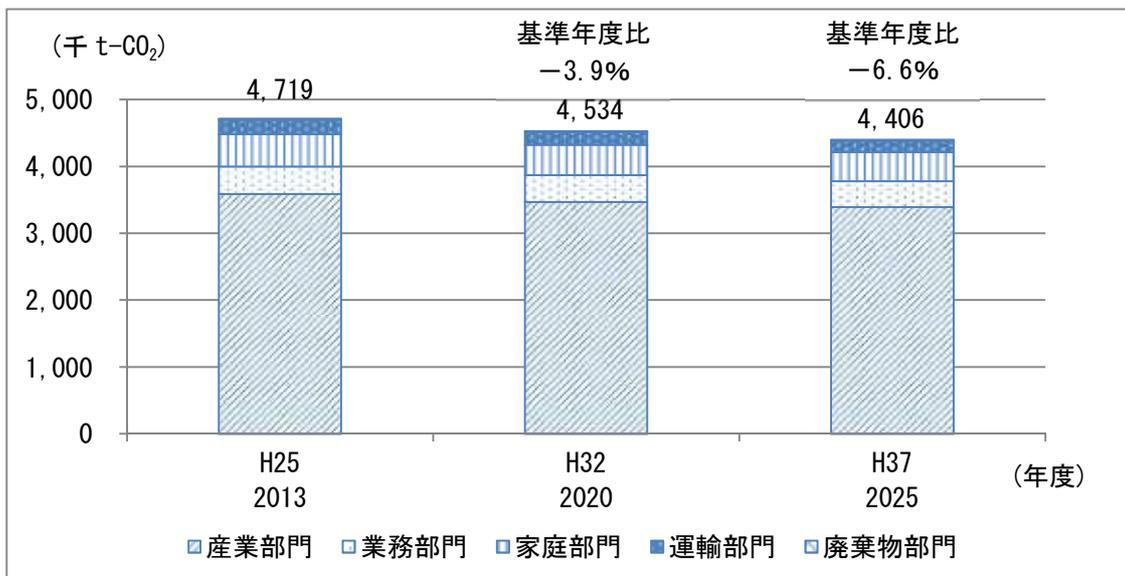
二酸化炭素排出量の将来予測と削減量の見込みについては、電力二酸化炭素排出係数の変動がないと仮定した場合、前述のエネルギー消費量の将来予測結果などから、以下のとおり想定することができます。

二酸化炭素排出量の将来予測 ※電力二酸化炭素排出係数は変動しないと仮定	
○平成32年度(2020年度) : 基準年度(平成25年度)比	3.9%削減
○平成37年度(2025年度) :	〃 6.6%削減

単位：千t-CO₂

部 門	H25 2013 (基準年度)	H32 2020 (予測)	H37 2025 (予測)	基準年度比削減率	
				H32 2020	H37 2025
産業部門	3,591	3,475	3,394	-3.2%	-5.5%
業務部門	410	399	391	-2.7%	-4.6%
家庭部門	482	454	435	-5.8%	-9.8%
運輸部門	218	191	172	-12.4%	-21.1%
廃棄物部門	18	15	14	-16.7%	-22.2%
合 計	4,719	4,534	4,406	-3.9%	-6.6%

図表 5-21 二酸化炭素排出量の将来予測



図表 5-22 二酸化炭素排出量の基準年度比較

3 基本目標実現に向けて～基本施策と各主体の具体的な取組

目標の達成に向けては、市民・事業者が自主的な取組を進めるとともに、市が国や道と連携し、市民・事業者の取組を促進するための施策を進めることが必要となります。

このため、2つの基本施策に沿った主体ごとの取組を以下に示します。

基本施策

①省エネルギーの推進

■市の具体的な取組

- エコオフィス宣言を募り、優良な取組事例をホームページで紹介します。
- 国や道、団体などの補助制度の情報を提供します。
- 低利融資制度による中小企業に対する省エネ設備・機器や低公害車の導入支援に努めます。
- 環境マネジメントシステムや省エネ無料診断など、省エネルギーに関する情報提供に努め、事業者の自主的な行動を促します。
- 「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」の周知と規制・指導に努めます。
- 一般家庭での省エネルギーシステムの導入や断熱改修などのリフォーム支援に努めます。
- 低炭素建築物認定制度の周知に努めます。
- 家庭内での省エネルギー推進のため啓発に努めます。
- 地域公共交通の維持・確保及び利用促進に努めます。
- エコドライブの普及推進に努めます。

■事業者の具体的な取組

- 省エネルギー型設備・機器の導入に努めましょう。
- 既存設備・機器の効率的な使用に努めましょう。
- 省エネ診断や環境マネジメントシステムの導入により、着実な省エネの実施に努めましょう。
- 新築や改築の際には、建物の断熱化を図るなど省エネルギー化に努めましょう。
- ノー残業デーの実施に努めましょう。
- 省エネルギーに係る情報収集に努めましょう。
- 社用車への低公害車・低燃費車の導入に努めましょう。
- エコドライブやノーマイカーデーの実施に努めましょう。

■市民の具体的な取組

- 家庭内での省エネルギー化に努めましょう。
- 自家用車購入の際は、低公害車・低燃費車の導入に努めましょう。
- 公共交通機関の利用により、自家用車の利用を控え、燃料使用による温室効果ガスの削減に努めましょう。
- エコドライブに努めましょう。
- 断熱性の向上などにより、省エネルギー性能の高い住宅づくりに努めましょう。
- 省エネルギー性能の高い機器の導入に努めましょう。

基本施策

②新エネルギーの導入推進

■市の具体的な取組

- 水素エネルギーなど新エネルギーの導入促進のための調査・研究に努めます。
- 新エネルギーシステムの導入支援に努めます。
- 国や道、団体などの補助制度の情報を提供します。

■事業者の具体的な取組

- 石油・石炭などの化石燃料から再生可能エネルギーへの転換に努めましょう。
- 太陽光発電システムなど新エネルギーシステムの導入に努めましょう。

■市民の具体的な取組

- 太陽光発電システムなど新エネルギーシステムの導入に努めましょう。

第5章 推進管理

第1節 目標達成の指標

第2節 計画の推進体制

第3節 計画の進行管理

第1節	目標達成の指標
------------	----------------

計画の推進により、目標がどの程度達成されたのか、また「苫小牧市環境基本条例」における基本理念並びに方針が、どの程度実現されているのかを把握する方法として、数値による定量目標と平成28年（2016年）7月より実施した、苫小牧市総合計画策定に向けた市民意識調査結果を進捗状況の指標といたします。市民意識調査結果では「満足」「やや満足」「普通」の合計割合を満足度として評価し目標値を設定します。

《安全安心快適なまち》

大気、水、騒音等を良好な状態に保つことは、市民の健康の保護、生活環境並びに自然環境の保全には欠かせないものであり、環境基準の適合はもとより達成率の向上を目指します。

■大気

項 目	達成指標
大気汚染常時監視結果	すべての測定地点で環境基準達成

■水質

項 目	達成指標
河川の水質測定結果	すべての測定地点で生活環境項目（BOD）の環境基準達成
	すべての測定地点で健康項目の環境基準達成
海域の水質測定結果	すべての測定地点で生活環境項目（COD）の環境基準達成
	すべての測定地点で健康項目の環境基準達成

■騒音

項 目	達成指標
環境騒音測定結果	すべての測定地点で環境基準達成
自動車騒音測定結果	すべての測定地点で環境基準達成
航空機騒音常時監視結果	すべての測定地点で環境基準達成

■振動

項 目	達成指標
道路交通振動測定結果	すべての測定地点で要請限度値未満

■悪臭

項 目	達成指標
悪臭に係る立入調査結果	立入測定を行った事業所のすべてにおいて規制基準値超過0件

■評価指標

指 標	基準値 (基準時期)	目標値 (目標時期)
「大気汚染、水質汚染、騒音等、公害を防ぐ対策をとること」への市民満足度	73.8% (H28)	上昇 (H34)
「公園、緑地、広場、並木道など、身近に緑とふれあえること」への市民満足度	84.2% (H28)	85.0% (H34)
水道ビジョン進捗率	— (H29)	51.1% (H34)

《人と自然が共生するまち》

豊かな自然を守り人と自然が共生していくために、自然に対する理解を深めるため広報活動を実施します。

■評価指標

指 標	基準値 (基準時期)	目標値 (目標時期)
各小学校等における「自然ふれあい教室」及び「いのちの授業（出前講座）」の実施回数、人数	55回、2,023人 (H28)	60回、2,200人 (H34)
「豊かな自然環境の保全に努め、自然保護の意識を高めること」への市民満足度	79.2% (H28)	81.0% (H34)

《資源を大切にすまち》

本市は、これまでごみ分別の徹底や家庭ごみ有料化などによる、ごみの減量とリサイクルの推進に取り組んできました。今後もさらなるごみの減量とリサイクルの推進を目指します。

■評価指標

指 標	基準値 (基準時期)	目標値 (目標時期)
1人1日当たりの家庭ごみ排出量の目標	539 g (H28)	525 g (H34)
事業系ごみ排出量の目標	22,800t (H28)	21,700t (H34)
リサイクル率	30.8% (H28)	32.5% (H34)

《みんなで環境に取り組むまち》

環境の保全を推進するため、環境問題は自身の問題であるという認識をもち、市民一人ひとりが取り組むことが必要です。環境啓発事業や出前講座によりさらなる市民意識の向上を図り、みんなで環境に取り組むまちを目指します。

■評価指標

指 標	基準値	目標値
環境基本計画推進会議事業参加者数	年間 80 名 (過去 10 年平均)	年間 100 名

《地球環境にやさしいまち》

地球温暖化を防止するため、国の対策・施策を中心とした取組を各主体が推進することにより、二酸化炭素の排出削減を目指します。

■評価指標

指 標	目標値 (平成 25 年度比)	
	平成 32 年度	平成 37 年度
エネルギー消費量の削減目標	4.2%削減	7.0%削減

第2節 計画の推進体制

(1) 市役所内部における計画推進体制

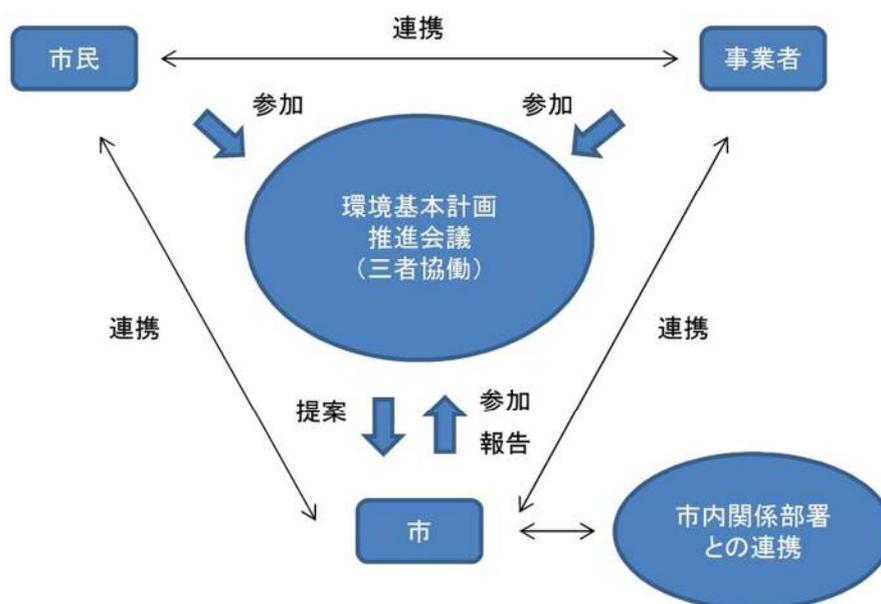
「環境」は、その範囲がとても広く、環境部局単独での目標の実現は困難です。そのため、市役所関係部署の連携を強化し、他の計画との整合性を図りながら、総合的に推進していくものとします。

(2) 市、事業者及び市民による計画推進体制

計画の目標実現のために必要不可欠なのが、市、事業者及び市民の連携です。このため、市、事業者及び市民で構成される、「苫小牧市環境基本計画推進会議」にて、計画の推進を図っていきます。

(3) 関係機関及び他市町村との連携

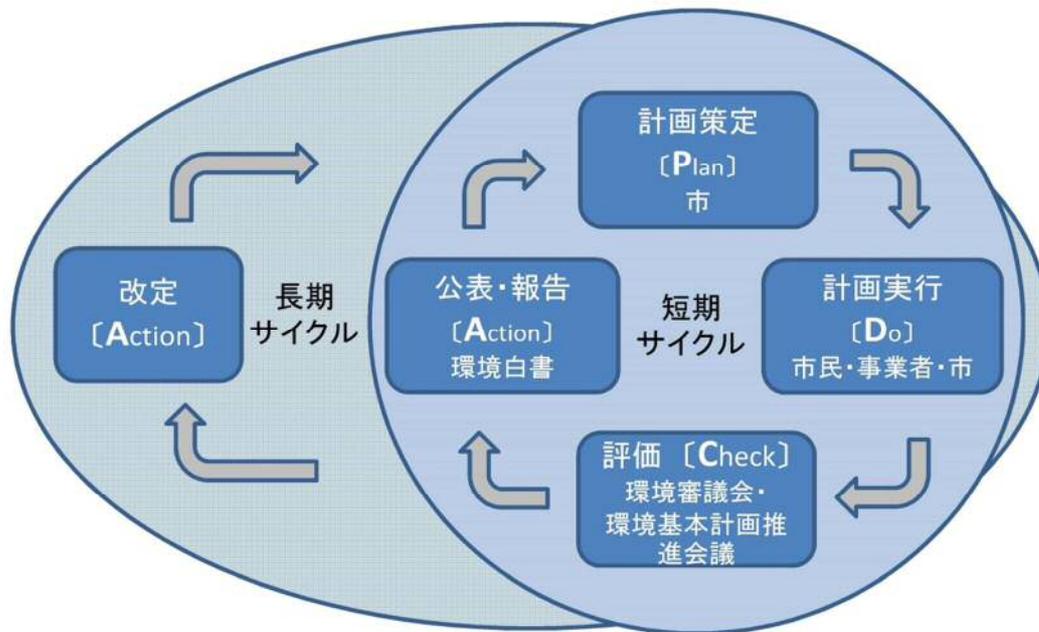
本市だけでは解決が難しい広域的な対応を必要とする施策については、国や道並びに関係する市町村や機関と連携した取組を行っていきます。また、国や北海道の進める環境施策に協力するとともに、必要に応じて、苫小牧市の環境保全推進のための要望を行います。



第3節 計画の進行管理

進行管理については、PDCAサイクルにより行います。

短期サイクル（年度）では、策定した計画〔Plan〕を実行〔Do〕し、評価〔Check〕、公表・報告〔Action〕を行い計画を推進します。進捗状況の点検は環境審議会、環境基本計画推進会議により行い、環境の現況は環境白書により公表します。また、長期サイクル（計画期間）では、目標の達成状況や計画の評価を行い、必要に応じた改定を行います。



参考資料

- 第1節 計画改定の経緯
- 第2節 苫小牧市環境審議会
- 第3節 苫小牧市環境基本計画推進会議
- 第4節 苫小牧市環境基本条例
- 第5節 市民意識調査の現況
- 第6節 市民アンケート調査の現況

第1節

計画改定の経緯

平成29年2月24日～	事業内容調査（関係課34課）
平成29年7月7日	基本計画・地球温暖化対策推進計画改定 第2回環境審議会 市長より環境審議会へ諮問
平成29年8月21日～	
平成29年8月23日	事業内容庁内調整（関係課22課）
平成29年9月27日	第1回環境審議会作業部会
平成29年11月29日	第2回環境審議会作業部会
平成30年1月12日	第3回環境審議会作業部会
平成30年1月17日	第3回環境審議会
平成30年2月2日	環境審議会より市長へ答申
平成30年2月5日～	
平成30年3月6日	パブリックコメントの実施

第2節

苫小牧市環境審議会

苫小牧市環境審議会は、苫小牧市第3次環境基本計画の策定に関する諮問を受け、審議会1回、計画改定作業部会で3回の審議を重ねて市長に答申しました。

(五十音順)

区分	氏名	役職等	部会
学識経験者	植木 哲也	苫小牧駒澤大学 教授	部会員
	岸田 治	北海道大学北方生物圏フィールド科学センター 准教授	
	坂田 美奈子	苫小牧駒澤大学 准教授	
	◎中村 努	苫小牧工業高等専門学校 准教授	部会員
	八田 茂実	苫小牧工業高等専門学校 教授	
市民	緒方 共	公募	部会員
	齋藤 忠勝	公募	
	竹谷 洋二	公募	
	松本 静男	公募	
	山川 貢	公募	
事業所	遠藤 和盛	苫小牧商工会議所 総務部長 (H29.11.1~)	部会員
	志賀 勉	苫小牧商工会議所 専務理事 (~H29.10.31)	
	高橋 浩嗣	北海道電力(株)苫小牧支店 営業部長	
	長山 和雄	苫小牧漁業協同組合 専務理事	
	野村 真理子	とまこまい広域農業協同組合 スマイルレディ部長	
民間団体	猪股 瑞彦	苫小牧市町内会連合会 理事	部会員
	喜多 新二	苫小牧市PTA連合会 会長	
	坂元 修	苫小牧市中学校長会 経営部長	
	松岡 千鶴	苫小牧市婦人団体連絡協議会 会計	
	○山内 幸子	苫小牧消費者協会 副会長	
	和歌月 里佳	日本野鳥の会ウトナイ湖サンクチュアリレンジャー	

(任期 平成29年4月1日~平成31年3月31日)

※氏名欄中◎印は「会長」、○印は「副会長」、をあらわします。

第3節

苫小牧市環境基本計画推進会議

苫小牧市環境基本計画推進会議は、市民、事業及び行政が連携し環境基本計画を推進します。

(五十音順)

区 分	氏 名	役 職 等
市民	○小林 裕子	公募
	田中 憲一	公募
	福本 愛子	公募
	藤島 貞子	公募
	藤田 香代子	公募
	山川 貢	公募
事業者	清原 征裕	株式会社イワクラ
	清水 隆史	北海道電力株式会社
	高梨 英之	苫小牧港開発株式会社
	西田 利久	イオン北海道株式会社
	松林 輝彰	生活協同組合コープさっぽろ
民間団体	◎上田 融	特定非営利活動法人いぶり自然学校
	木村 健二	苫小牧市町内会連合会
	佐々木 悟	苫小牧市教育研究会環境教育部会
	滝本 晴美	苫小牧消費者協会

(任期 平成29年4月1日～平成31年3月31日)

※氏名欄中◎印は「会長」、○印は「副会長」を表します。

第4節

苫小牧市環境基本条例

平成11年7月28日 条例第16号

目次

前文

第1章 総則（第1条－第7条）

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第1節 基本方針及び環境基本計画（第8条・第9条）

第2節 環境の保全及び創造に関する施策等（第10条－第23条）

第3節 地球環境保全の推進（第24条）

第3章 苫小牧市環境審議会（第25条）

附則

苫小牧市は、道央南部に位置し、四季を通じて比較的温暖で過ごしやすい地域であり、世界でも珍しい溶岩円頂丘がある樽前山とその山麓に広がる緑と清流や、渡り鳥の中継地として知られているウトナイ湖を有する勇払原野等の自然に恵まれている。

また、明治末期の製紙工場の立地を契機に工業都市として歩み始め、日本で初めての内陸掘込港と空港に近い利点を活かし、産業における拠点都市として北海道発展の一翼を担ってきた。

苫小牧市は、恵み豊かな自然を守り、育み、環境の保全と産業を両立させてきたまちとしての礎を次代に引き継ぐべく、「人間環境都市」を宣言し、今日まで市民と郷土を大切にしたまちづくりを進めてきた。

しかしながら、生活様式の変化や事業活動の拡大に伴う環境への負荷が、身近な環境に様々な影響を及ぼし、私たちのまちのみならず、地球全体の環境をも脅かしつつある。

私たちは、今日、健康で文化的な生活に欠くことのできない良好な環境の恵みを享受する権利を有するとともに、こうした良好な環境を保全し、将来の市民へ引き継ぐ責務を負っている。

このため、すべての者が地球環境の中で生きるものの一員であるとの自覚を持ち、先人の知恵と歴史に学びながら、創意と工夫をこらし、相互の協調と環境の保全に関する活動への参加により、環境への負荷の少ないまちづくりを推進することが、私たちの使命である。

このような認識の下に、市民の総意として、人と自然が共生できる美しく住みよい苫小牧市の実現のため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、良好な環境の保全（快適な環境の維持及び創造を含む。以下「環境の保全及び創造」という。）について、基本理念及び施策の基本となる事項を定めるとともに、市、事業者及び市民の責務を明らかにすることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産及び人の生活に密接な関係のある動植物、その生育環境その他の自然環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生じることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、現在及び将来の市民が良好な環境の恵みを受用できるように適切に行われなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、市、事業者及び市民が、それぞれの責務を自覚し、自主的かつ積極的に、相互に協力し、及び連携して、環境の保全及び創造に関する活動が行われることにより、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会が構築されるように推進されなければならない。
- 3 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに、市、事業者及び市民の課題であり、事業活動や日常生活において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生じる公害の防止又は自然環境の適正な保全に必要な措置を講じること等により、環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活に伴う環境への負荷の集積が環境の保全上の支障の一因であることを認識し、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(環境白書)

第7条 市長は、毎年、環境の状況、環境の保全及び創造に関して講じた施策等を明らかにした苫小牧市環境白書を作成し、公表しなければならない。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第1節 基本方針及び環境基本計画

(施策の基本方針)

第8条 市は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本方針として、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、実施するものとする。

(1) 市民の健康の保護、生活環境の保全及び自然環境の適正な保全がなされるように大気、水、土壌等を良好な状態に保持すること。

(2) 人と自然が共生する環境の保全及び創造のため、希少な野生動植物の保護その他生物の多様性の確保を図るとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境を保全すること。

(3) 潤い、安らぎ、ゆとり等の心の豊かさが感じられる快適な都市の形成を図るため、身近な自然との豊かな触れ合い等を推進すること。

(4) 廃棄物の減量、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用等を促進すること。

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する長期的な施策の目標

参考資料

(2) 環境の保全及び創造に関する施策の基本的事項

(3) 前各号に定めるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策の推進に必要な事項

- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の意見を反映させるために必要な措置を講じるとともに、苫小牧市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかに環境基本計画を公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第2節 環境の保全及び創造に関する施策等

(環境影響評価の推進)

第10条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする者が、自らあらかじめ、その事業の実施に係る環境への影響について調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、環境の保全について適正に配慮することができるように必要な措置を講じるものとする。

(規制の措置)

第11条 市は、環境の保全及び創造上の支障を防止するため、公害の原因となる行為及び自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれのある行為等に関し必要な規則の措置を講じるものとする。

(経済的措置等)

第12条 市は、市民、事業者又はこれらの組織する民間の団体（以下「民間団体」という。）による環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるよう、助成その他の必要な措置を講じるように努めるものとする。

- 2 市は、環境への負荷の低減を図るため特に必要があるときは、市民又は事業者に適正な経済的負担を求める措置を講じるものとする。

(環境の保全及び創造に関する施設の整備等)

第13条 市は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設、環境への負荷の低減に資する交通施設等の公共的施設の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講じるものとする。

- 2 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講じるものとする。

(資源の循環的な利用等の促進)

第14条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者による廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用が促進されるよう必要な措置を講じるものとする。

- 2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用に努めるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第 15 条 市は、環境への負荷の低減に資する製品、原材料、役務等の利用が促進されるよう必要な措置を講じるものとする。

(環境への負荷の低減に関する協定の締結等)

第 16 条 市は、事業の実施に伴う環境への負荷の低減を図るため特に必要があるときは、環境への負荷の低減に関する協定の締結等必要な措置を講じるものとする。

(環境学習の推進)

第 17 条 市は、環境の保全及び創造について、市民及び事業者の理解を深め、これらの者による活動が促進されるよう、環境の保全及び創造に関する学習を推進するため必要な措置を講じるものとする。

(情報の提供)

第 18 条 市は、市民、事業者及び民間団体の環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、環境の保全及び創造に関する情報を適切に提供するように努めるものとする。

(情報の収集及び調査研究)

第 19 条 市は、環境の保全及び創造に関する情報の収集に努めるものとする。

2 市は、環境の保全及び創造に関する事項について必要な調査研究に努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第 20 条 市は、環境の状況を的確に把握するため、必要な監視、測定、検査等の体制の整備に努めるものとする。

(財政上の措置)

第 21 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるように努めるものとする。

(施策の推進体制の整備)

第 22 条 市は、市の機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図り、環境の保全及び創造に関する施策を推進するための体制を整備するものとする。

2 市は、環境の保全及び創造に関する活動を市民、事業者及び民間団体とともに推進するための体制を整備するよう努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第 23 条 市は、環境の保全及び創造のために広域的な取組みを必要とする施策については、国及び北海道その他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

参考資料

第3節 地球環境保全の推進

(地球環境保全の推進)

第24条 市は、地球環境保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

- 2 市は、国及び北海道その他の地方公共団体並びに市民、事業者及び民間団体と連携し、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第3章 苫小牧市環境審議会

(環境審議会)

第25条 市長の附属機関として、苫小牧市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、環境基本計画の策定及び変更並びに環境の保全及び創造に関する基本的事項について調査審議するほか、環境の保全及び創造に関し、市長に意見を述べることができる。
- 3 審議会は、委員20人以内をもって組織する。
- 4 委員は、環境の保全及び創造に関し識見を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(苫小牧市公害対策審議会条例の廃止)

- 2 苫小牧市公害対策審議会条例（昭和44年条例第6号）は、廃止する。

(苫小牧市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

- 3 苫小牧市特別職の職員の給与に関する条例（昭和29年条例第9号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(苫小牧市公害防止条例の一部改正)

- 4 苫小牧市公害防止条例（昭和47年条例第1号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

第5節

市民意識調査の現況

(1) 市民意識調査の概要

平成 18 年度（第 5 次計画策定）、平成 24 年度（第 5 次計画改定）、平成 28 年度（第 6 次計画策定）の市民意識調査の実施結果は下記のとおりです。

■調査対象

苫小牧市に住所を有する 18 歳以上の男女 2,000 人を対象（住民基本台帳より無作為抽出）

■調査方法

郵送による配布・回収（回答は無記名）

■調査期間及び回収率

	平成 18 年度	平成 24 年度	平成 28 年度
調査期間	H18. 7. 26～8. 10	H24. 1. 23～2. 22	H28. 7. 15～8. 5
配布数	2,000 件	2,000 件	2,000 件
有効回収数	744 件	879 件	738 件
回収率	37.2%	43.95%	36.9%

第6節

市民アンケート調査の現況

環境基本計画では、市民の環境問題に関する意識を反映させるため、総合計画市民意識調査と環境に関する独自のアンケートにより市民意識を把握し、計画の進捗状況の評価方法としています。

(1) 市民アンケート調査の概要

市民意識調査を補完する目的で、平成 24 年度実施のアンケート調査項目と同じ項目でのアンケート調査を実施しました。

① 調査対象

苫小牧市市民 301 名

② 調査方法

街頭調査

③ 調査期間

平成 29 年 7 月 8 日

④ 回収率

100%

表紙の紹介

【表紙】

写真（苫小牧市空撮写真）

志方写真工芸社

【裏表紙】

本書の裏表紙には、平成 28 年度に実施した「輝く！エコード大賞 ～あなたのえ～こころ聞かせてください～」のポスター編入賞作品を使用しています。

このコンクールは、苫小牧市環境基本計画推進会議及び苫小牧市環境衛生部ゼロごみ推進室減量対策課にて、市民の皆様に環境問題を身近なものとし、環境に対する意識を高めていただくために、次世代を担う市内の小学生（3～6年生）及び中学生に環境に関するポスターを募集したものです。

小学生部門	平岡 優夢さん	山口 心寧さん
	菊地 パイケアさん	山口 瑛士さん
中学生部門	西岡 美琴さん	成田 彩咲さん
	木村 ひかるさん	米沢 望愛さん



苫小牧市第3次環境基本計画

平成 30 年 3 月

苫小牧市環境衛生部環境保全課

TEL 0144-57-8806

H P <http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/shizen/kankyohozen/>

E - mail kankyo-hozen@city.tomakomai.hokkaido.jp